

平成30年第1回京丹波町議会定例会（第1号）

平成30年 3月 2日（金）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成30年 3月 2日

22日間

至 平成30年 3月23日

第 3 諸般の報告

第 4 町長施政方針説明

第 5 同意第 1号 副町長の選任について

第 6 議案第 3号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約の変更について

第 7 同意第 2号 固定資産評価員の選任について

第 8 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 9 議案第 4号 京丹波町介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の制定について

第10 議案第 5号 京丹波町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第11 議案第 6号 京丹波町国民健康保険病院等の機構の改編等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第12 議案第 7号 京丹波町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第 8号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第 9号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第10号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第12号 京丹波町振興基金条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 1 8 議案第 1 3 号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 9 議案第 1 4 号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 0 議案第 1 5 号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 1 議案第 1 6 号 京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 2 議案第 1 7 号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 3 議案第 1 8 号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 4 議案第 1 9 号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 5 議案第 2 0 号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 6 議案第 2 1 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 7 議案第 2 2 号 京丹波町梅田財産区有土地管理及び使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 8 議案第 2 3 号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第 2 9 議案第 2 4 号 町道の路線認定、変更について
- 第 3 0 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度京丹波町一般会計予算
- 第 3 1 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 2 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 3 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第 3 4 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 3 6 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算

- 第 3 7 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 3 8 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 3 9 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 4 0 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 4 1 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 4 2 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 4 3 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 4 4 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第 4 5 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度京丹波町水道事業会計予算

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 岩 田 恵 一 君
- 2 番 野 口 正 利 君
- 3 番 坂 本 美智代 君
- 4 番 東 まさ子 君
- 5 番 村 山 良 夫 君
- 6 番 谷 山 眞智子 君
- 7 番 西 山 芳 明 君
- 8 番 隅 山 卓 夫 君
- 9 番 森 田 幸 子 君
- 1 0 番 山 田 均 君
- 1 1 番 山 下 靖 夫 君
- 1 2 番 谷 口 勝 巳 君
- 1 3 番 北 尾 潤 君
- 1 4 番 梅 原 好 範 君
- 1 5 番 鈴 木 利 明 君
- 1 6 番 篠 塚 信太郎 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町	長	太田	昇	君
参	事	伴田	邦雄	君
参	事	山田	洋之	君
総務課	長	中尾	達也	君
監理課	長	野村	雅浩	君
企画政策課	長	木南	哲也	君
税務課	長	松山	征義	君
住民課	長	長澤	誠	君
保健福祉課	長	大西	義弘	君
子育て支援課	長	津田	知美	君
医療政策課	長	藤田	正則	君
農林振興課	長	栗林	英治	君
商工観光課	長	山森	英二	君
土木建築課	長	山内	和浩	君
上下水道課	長	十倉	隆英	君
会計管理者		久木	寿一	君
瑞穂支所	長	山内	善博	君
和知支所	長	榎川	諭	君
教育	長	松本	和久	君
教育	次長	西村	喜代美	君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局	長	堂本	光浩
書	記	山口	知哉

開会 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 本日は、定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第1回京丹波町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番議員・西山芳明君、8番議員・隅山卓夫君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月23日までの22日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、同意第1号ほか40件です。

後日、町長から追加議案の提出があります。

提案説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。

2月28日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

2月5日に産業建設常任委員会、2月14日に福祉厚生常任委員会並びに総務文教常任委員会、2月19日に議会運営委員会が開催され、それぞれ所管の調査研究が実施されました。

議会広報常任委員会には、議会だより第56号を発行いただきました。

新庁舎建設特別委員会には、2月15日に兵庫県太子町役場を行政視察いただき、1月3

0日に行政視察に向けての事前研修を実施いただきました。

2月6日には、京都府町村議会議長会主催による新任議員研修が開催され、本町から5名の新任議員に参加いただきました。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、本定例会のビデオカメラによる撮影・収録を許可いたしましたので報告します。

本日、本議会終了後、議会広報常任委員会が開催されます。委員の皆様には大変ご苦勞さまでですが、よろしく願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、町長施政方針説明》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 本日、ここに、平成30年第1回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集をいただきましてまことにありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

今期定例会は、私が町長に就任して初の当初予算案を提案させていただくこととなりました。

現下の社会経済情勢は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調にあり経済の好循環が実現しつつあるとされておりますが、海外経済の不確実性などの景気の先行きに対する不透明感も見られ、個人消費はいまだ力強さを欠くなど、その成果が十分に浸透していない状況にあります。

こうした状況の中、新年度の国の一般会計予算は、少子化対策や企業の生産性向上など成長戦略に重点化され、前年度予算に対し0.3%増の97兆7,128億円が編成され、経済の好循環をさらに加速させるための予算とされております。

また、平成30年度の地方財政対策にあつては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の増加を見込むとともに経費全般にわたり節減合理化に取り組まれましたが、社会保

障関係費の自然増が見込まれることなどにより、6兆1,783億円の財源不足が生じる見込みとなっております。このため、財源不足を補填するため、赤字地方債といわれる臨時財政対策債を3兆8,210億円借り入れるなど、地方にとっても厳しい状況となっております。

こうした国や地方の情勢を背景としつつ、私の基本理念である助け合いと活力ある「健康の里づくり」をどのようにして進めていくのか。その初年度に当たる平成30年度の町政運営の基本施策につきまして申し述べさせていただきます。

所信表明におきまして申し述べましたが、「健康の里づくり」の基本となりますのが、町民お一人おひとりの健康と町行政の健康であり、それを実現させるために5つの柱を掲げております。

1つ目の柱が「町行政の公正化」であります。

少子高齢化が進行します本町にあって、さまざまな課題を解決するためには、町行政と町民の皆さんが一体となってまちづくりを進めていくことが必要であります。そのためには、町行政が説明責任をしっかりと果たす必要があります。

選挙公約でもありました丹波地域開発株式会社への公費投入の件につきましても、事業の背景や今日までの状況などを改めて調査し、議論をした上で町民の皆さんに説明をさせていただきたいと考えております。

次に、新庁舎建設についてであります。昨年12月7日の第4回京丹波町議会での所信表明において申し上げましたように、課題となっております建築コストの縮減を図るため、新庁舎の出先機関の集約や建物の規模・構造、ランニングコストなど再点検を行い、最適化を図ってまいります。現在、基本設計に着手をしたところであり、設計ワークショップを開催し、住民目線でのさまざまなご意見をいただきながら「町民のための庁舎」を目指し取り組んでまいります。また、取り組み状況につきましても、しっかりとご報告をさせていただき、ご理解をいただく中で進めてまいりたいと考えております。

2つ目の柱は、「環境整備」であります。

まず、地域が元気であることも「健康の里づくり」の重要な要素であります。このことから、活力ある地域づくりや地域の課題解決に向けて、引き続き地域支援担当職員を中心に地域の活動を積極的に応援をしてまいります。

本町の豊かな自然や生活環境の保全につきましては、環境保全に関する普及啓発を行うとともに、公害防止や産業廃棄物の適正処理、さらに適正な動物飼養や空き地管理などについて、関係機関と連携を図るとともに、住民の皆様や事業者の皆様にもご協力をいただきなが

ら、安心して安定した生活環境の維持に努めてまいります。

また、生ごみ等堆肥化容器購入助成や資源ごみ集団回収事業補助金制度により、ごみの減量化や再資源化を推進するとともに、地球温暖化防止対策や再生可能エネルギーの普及を推進する一助として、「住宅用太陽光発電システムの設置に係る補助制度」を継続してまいります。

原子力防災につきましては、万一の事故に備え、住民の安全と安心を守るため、避難路の整備や要支援者等への車両の確保を国に求めるとともに、地域協議会と緊密な連携を図り、原子力施設の現状や安全対策等の把握と、住民避難訓練の実施により住民避難計画の確認・検証、課題の解消に努めてまいります。

また、災害時における初期対応では、地域力が重要であります。その地域力を高めるために自主防災組織化を推進しているところであります。各行政区等における組織の結成・育成や地域基盤の強化を図るための資機材や防災備蓄物資等の整備に対する補助制度を推進してまいります。また、災害時の避難所として位置づけております公民館施設等で必要となる情報機器類の整備にも対応してまいりたいと考えております。

次に、一般住宅等の耐震化では、京丹波町建築物耐震改修促進計画に基づき、現行の耐震基準に適合していない建築物におきましては、引き続き耐震診断事業や耐震改修事業を促進するとともに、住宅改修補助金交付事業につきましても、地域経済活性化への効果も大きいことから、継続して事業を進めてまいります。

水道事業につきましては、継続して安心して安全な水道水を供給していくため、現有施設の能力維持に努めるとともに、高経年化施設の計画的な更新を進めてまいります。

また、下水道事業では、循環型社会の構築を図るため、予防的な維持管理を行うとともに効率的な老朽化対策を推進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めてまいります。

3つ目の柱は「暮らしの安心・安定」であります。

私は、町長就任以来、「健康の里づくり」を進めていく中で、健康は財産であり、心身ともに健康であることが何より一番大切であるというふうに考えております。

そして、町民の皆様が安心して暮らしていただくための最重要課題は、何と申しましても地域医療の確保であると存じております。

平成23年度から京丹波町病院に和知診療所及び和知歯科診療所を一本化し、経営の効率化や病院と診療所の連携強化を図り、本町の医療が推進をされてきました。また、京都府を初め京都府立医大及び関係医療機関との連携により医師の確保を推進してまいりました。

本年も、2月24日に和知ふれあいセンターで「平成29年度京丹波町地域包括医療講演

会」を開催いたしましたところ、多くの皆様に参加をしていただき、医療への関心の高さを強く感じたところです。京丹波町病院と各診療所を「私たちの町の私たちの病院」としてさらに身近に感じていただけるように、今後とも在宅医療を初め、地域包括医療の推進に努めてまいります。

また、少子高齢化が進行する中であって、高齢者や障害者の方々が安心して暮らせる環境づくりは最も重要な政策課題であります。平成28年度末に策定しました地域福祉計画に基づき、今後とも地域全体での見守りや声かけの取り組みを進め、みんなで支える地域福祉づくりを推進してまいります。

さらに、介護人材不足に対応するため、昨年10月から実施しました福祉人材確保対策事業に加えまして、新たに介護福祉士育成修学資金貸付事業を創設し、町内福祉事業所への人材確保支援に努めてまいります。

次に、住民の安心・安全と、健康で心豊かな生活を保障するための施策についてであります。

これまでから、基本健診とがん検診が同時に受診できる総合健診の推進を初め、がんの早期発見と疾病リスクの軽減を図るため、ピロリ菌検査の導入、胸部レントゲン検査のデジタル化、乳がん検診の広域化による個別検診の実施等を進めてきたところであります。

平成30年度におきましては、子宮がん検診において、従来の方法より精度が高い「液状化検体細胞診」による方法を用いるとともに、昨年度と同様に休日健診を2回実施するなど、健診の充実とさらなる若年層や勤労者が受診をしやすい体制づくりに努めてまいります。また、健康長寿のまちの実現に向けまして、平成28年度末に策定しました第2次健康増進計画をもとに、引き続き健康づくり推進協議会や食生活改善推進員協議会などとの連携を強め、地域ぐるみの「健康づくり」と、きめ細かな保健指導に取り組んでまいります。

さらに、平成28年の自殺対策基本法の改正に伴い、誰もが「生きることの包括的な支援」として自殺対策に関する必要な支援が受けられるよう、「自殺対策計画」の策定を進めてまいります。

また、安心して医療が受けられるよう心身障害者やひとり親家庭等に対する医療費助成を初めとして、出生から18歳以下の方までの医療費負担を医療機関ごとに月額200円とする医療費助成制度や、妊婦健診に必要とされる健診14回分全てを公費負担とする制度、さらには妊娠を望む方に対する不妊治療にかかる費用を軽減する不妊治療助成金事業を継続してまいります。

また、新たに、産婦健診への公費負担と、新生児への虐待未然防止や産後不安を抱える母

親への支援策として、妊娠出産包括支援事業も進めてまいります。

介護保険分野では、平成30年度から3カ年を計画期間とする高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、引き続き、介護保険事業の健全かつ円滑な運営を図るとともに、家族介護支援や認知症予防事業を積極的に実施し、在宅高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていける地域包括ケアシステムのさらなる充実に取り組んでまいります。

また、障害者支援では、平成30年度からスタートする第3期障害者基本計画及び第5期障害者福祉計画に基づき、相談支援事業の充実と、きめ細かな障害福祉サービスの提供に努めるとともに、障害者等の自立と社会参加の促進が図られるよう、関係機関と連携して、地域生活支援事業を推進してまいります。

交通対策につきましては、町営バスが本町における公共交通の中心的存在として役割を發揮するよう引き続き利便性の向上に努めてまいります。町内唯一の高校である須知高校への通学支援につきましては、町営バスの利用促進策、さらには須知高校活性化対策として引き続き助成を実施します。

また、近年、高齢者の運転による重大な交通事故が全国的に多発しておりますことから、その対策として平成29年度に運転免許証自主返納制度を創設しました。今後も引き続きJRバスや町営バスなどの公共交通利用への誘導を図り、高齢者の事故防止に努めてまいります。

社会教育におきましては、一人ひとりの人権が尊重され、お互いを認め合い、差別もいじめもない明るく住みよい町を築くため、人権啓発の推進に努めます。生涯学習では、社会的な健康づくりによる健康の里を推進するため、町民が多彩な活動や交流の場を通じさまざまな文化に触れるとともに、多様化・高度化する学習ニーズに応える生涯学習を推進し、人間性豊かで創造性を育む町を目指します。その1つとして、図書館建設に向けた検討を進めるために、先進地事例や町内にあります公民館図書室の利用状況など現状の調査・分析を行うことや、友好町である双葉町と文化作品の交換展示を行うなど文化交流を進め、人を思いやる心の醸成を図ります。

4つ目の柱は「子育て支援」であります。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、「京丹波町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子育てを みんなで育む 地域の輪」を基本理念に、地域の実情や特性を踏まえた子育て支援施策を総合的に推進しているところであります。全ての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる社会の実現を目指し、発達支援事業の充実を初め、児童虐待の未然防止を図るための専門職員を配置し、子育て支援機関との連携強化に努める

など、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施してまいります。

また、児童の預かり等の相互援助活動を支援する「ファミリー・サポート・センター事業」は、会員数も増加するなど順調に事業が進んでおり、引き続き推進してまいります。

保育所の運営につきましては、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、質の高い教育と保育の充実、安心安全な施設整備に努めてまいります。

さらに、子育て世代の負担軽減を図るため、町独自の第3子以降の保育所利用料等の無料化と住宅リフォーム支援を継続して実施してまいります。

次に、幼保連携型認定こども園の整備についてであります。地域の特色を生かした総合的な教育・保育環境づくりを進めるため、京丹波町子ども・子育て審議会に「認定こども園開設」と「新園舎整備」についてご意見を伺い、昨年12月26日に答申をいただいたところです。今後、認定こども園新園舎建設基本計画を策定をし、平成34年春の開設に向けて準備を進めてまいります。

また、学習指導要領の改訂を初め、ICT教育の普及や教職員の働き方改革、幼保一元化による就学前教育の変革、地域との協働による教育環境づくり等、幼児教育及び学校教育現場の環境は国の動向等により大きく変化をしています。本町では、平成26年4月作成の「町教育振興基本計画」が中間見直しの年となり、現状に応じた内容を盛り込み整理をしてまいります。

また、幼保連携型認定こども園を見据えたゼロ歳児からの遊びを通じた就学前教育の推進と充実、就学や進学を見越した保幼小中並びに須知高校との連携強化、京丹波町学力向上メソッドによるますますの授業改善事業の取り組みとともに、専科教育や英語教育、情報教育を推進してまいります。

いじめ問題では、「京丹波町いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を進めるとともに、「いじめをなくす京丹波町子ども宣言」に基づき、児童生徒自身による、いじめのない学校づくりを進めてまいります。

人口減少、少子化に伴う教育課題に対しては、地域創生の観点から、地域と学校が一体となって学校教育の充実と地域活性化を目指す「首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築」の取り組みを一層進めてまいります。

さらには、学童保育事業の充実や環境整備に向け、学童保育1組（丹波地区）の施設建設を目指した設計業務等を進めるとともに、京都トレーニングセンターを活用し、小中学生の体力、競技力の向上など、関係機関と連携し一層推進をしてまいります。

5つ目の柱は「産業振興」であります。

農林業関係につきましては、有害鳥獣対策を初め、担い手の確保や育成、特産物の生産振興、農業・農村整備、循環型農林業の推進に取り組んでまいります。

有害鳥獣対策では、野生鳥獣被害総合対策事業を活用した金網フェンスなどの設置や深刻なサル被害に対応するため、個体数や行動調査を行うとともに、サル捕獲檻を設置し対策を強化してまいります。

また、昨年3月に設立された「大丹波サル対策広域連携協議会」と連携し、広域に行動するサル群に対して、個体管理の効率化を図るため新技術を用いた取り組みを実施してまいります。

さらに、狩猟者の確保・育成を図るため、狩猟免許の取得支援制度のほか、町域を越えた広域捕獲の実施や鳥獣撃退器の導入に対する補助など、より効果的な対策を実施してまいります。

担い手育成対策では、地域の中核的な担い手となる認定農業者や新規就農者を初め、集落営農組織などが行う農業機械の導入や施設整備に対する支援を実施します。また、担い手養成実践農場事業を活用し、技術習得から就農までを一貫して支援するとともに、就農前後の認定就農者に給付金を支給し、定着を図るほか、多様な担い手を増加させるために、空き家を活用した住環境の整備を図るなど、新たな研修制度の仕組みの構築を進めてまいります。

生産振興対策では、消費者の安全・安心への志向が高まる中、売れる米づくりを進めるとともに、主要な特産物である「黒大豆」、「小豆」を初め、「ソバ」、「京野菜」、また、加工米である「京の輝き」や「飼料用米」、「飼料用稲」など、需要に応じた作物の生産振興を図ってまいります。また、直売所の取り組みにつきましては、新たな認証制度の研究を進めるなど、京丹波ブランドの一層の確立を支援してまいります。

このほか、本町の名産である「丹波くり」の生産拡大を図るため、丹波くり振興事業や国の山村活性化支援交付金を活用し、生産者の確保・育成と生産拡大に向けた取り組みを引き続き実施してまいります。

畜産対策につきましては、堆肥の活用による土づくりを初め、中核的な担い手が行う機械導入や施設整備に支援を行うとともに、経営所得安定対策を活用した耕種農家と畜産農家の協力による自給飼料の生産、供給のできる仕組みづくりを推進してまいります。

農業・農村整備につきましては、地震・豪雨等の自然災害に備えるため、基幹的な農業水利施設の老朽化対策を講ずるなど、農村地域の防災・減災に向けた整備を行うとともに、中山間地域等直接支払や多面的機能支払交付金の活用等により、農業・農村の多面的機能の保全が図れるよう支援してまいります。また、地域力の向上を目指した集落連携活動への支援

を引き続き推進してまいります。

林業振興面では、林業経営の向上や林業団体の育成を図り、あわせて森林の持つ多面的機能を良好に維持していくため、森林を整備する地域活動等への支援を実施します。また、本町の人工林の3分の2が利用期を迎える中、森林施業の集約化や路網整備を通じた施業の低コスト化を図るため、仏主区から細谷区を結ぶ「月ヒラ長老線」の開設に取り組むなど、計画的な森林整備を進めてまいります。

なお、「月ヒラ長老線」につきましては、集落間を結ぶ基幹林道であり、緊急時の迂回路としての利用も可能となるよう考えております。

さらに、公有林整備事業により、伐採、植林、保育にかかる雇用を創出するとともに、伐採技術の向上と低コスト技術の習得を図り、今後の施業モデルを構築してまいります。

また、間伐材の搬出コストに対する支援を行い、切り捨て間伐から搬出間伐への切りかえを促進し、経営基盤の強化と資源の有効活用を図ってまいります。

「京都府立林業大学校」との連携では、実習林の提供などの支援を行うほか、さまざまな面で連携を強め、森林林業の発展と町の活性化を図ってまいります。今春は、5期生14名が卒業される見込みであり、京都府内外の林業関係機関などへの就職が内定していると聞いております。卒業生の皆様の活躍を心から期待するものであります。

また、循環型森林経営など先進的な取り組みを進める北海道下川町との交流を通じて、本町の森林林業施策の一層の推進を図ってまいります。

さらに、第二次京丹波町総合計画の将来像であります「自給自足的循環社会」の構築に向けて、バイオマス産業都市構想の具現化に向けた取り組みを進めるため、森林資源や家畜排せつ物を初めとした町内に豊富に存在するバイオマスをフル活用し、地域内の資源と経済が循環する仕組みを構築し、林業・農業・畜産業の活性化や雇用の創出を図ってまいります。特に地域資源の活用では、京丹波町バイオマス産業都市構想を基本にバイオマスの活用を推進し、産業創出と地域循環型のまちづくりを目指します。

また、町内産木材利用促進事業や薪ストーブ等導入事業、京丹波ぬく森のイス贈呈事業、木育の推進などを通じて、町内産木材の活用と木のぬくもりを感じる豊かな暮らしの促進に取り組んでまいります。

次に、道路等の整備ではありますが、道路は産業活動や住民生活を支えるとともに、地域の連携や交流圏の拡大など、地方創生を実現するためにも欠かすことのできない社会基盤であります。このため、道路の利便性・安全性の向上はもちろん、観光入込客数の増加などのストック効果が最大限発揮できるよう、必要な道路整備に取り組んでまいります。また、橋梁

などの定期点検や長寿命化計画を踏まえた老朽化対策、通学路などの安全対策に引き続き取り組んでまいります。

国道関係につきましては、旧町間を結ぶ重要な幹線道路であることから、狭小区間や歩道未設置区間等の改修に向け、関係団体とも協調し、安全な道路の早期実現に向け引き続き取り組んでまいります。

府道関係につきましては、沿線市との連絡や、国道に連絡する幹線道路であることから、災害時の避難道路や交流基盤として、その役割は重要であります。このため、早期改修に向け、沿線住民の皆様や促進同盟会、協議会の皆様とともに継続して要望活動を行ってまいります。

河川整備等につきましては、畑川ダムの完成により治水機能が向上し、安心・安全が図られたところであります。引き続き、高屋川「藤ヶ瀬工区」改修事業について、事業進捗が図られるよう京都府と連携して取り組むとともに、災害の常習地となっている須知川等の河川につきましては、事業化に向けた関係者との連携、調整に取り組んでまいります。

また、砂防事業等につきましても京都府と連携して取り組むこととし、町管理河川におきましては、災害の発生につなげることがないように、必要な修繕を行い健全な河川環境の整備に努めてまいります。

畑川ダムの関係につきましては、治水と利水の機能が十分に発揮されるよう関係機関とともに適正な維持管理に努めてまいります。また、ダム湖畔の周辺整備につきましては、財源の確保が課題だと考えておりますので、今後とも地域と合意形成を図りつつ京都府と一体となって取り組んでまいります。

次に、商工業の振興につきましては、一部に景気回復の兆しも見えますが、中小事業者にとっては、依然として厳しい経済情勢の中で、商工会と連携した小規模商工業者等の育成や補給金制度など、町独自施策として商工業者の経営安定に向けた支援を引き続き行うほか、企業誘致や起業育成及び地元企業の活性化を推進してまいります。

特に町内での起業を後押しする支援として、起業・新事業創出補助金を創設し、地域における雇用創出及び地域への人材定着を推進してまいります。

観光の振興につきましては、食をテーマとしたさまざまな取り組みを実施し、「食のまち・京丹波」として全国への流通拡大や町内への集客などを図ってまいります。

平成30年度も「食の祭典」を丹波自然運動公園会場を中心に開催し、本町の豊かな食を広く情報発信するとともに、町民総参加のイベントとして町民の皆様の誇りづくりや元気づくりにつなげてまいります。

また、国の地方創生の流れの中、町内の自然環境を生かした映画等ロケ誘致事業を進めてまいります。この取り組みでは、ロケ地を新たなまちづくりの種（シーズ）として「映画のまち、映像文化のまち」として本町の活性化を目指します。

また、「丹のまち広場うるおい館」内に間もなく開設する「京丹波町ロケーションオフィス」を拠点として、地域の活性化や観光振興を図るほか、町を訪れる人たちに町の魅力を発信し、定住促進につなげていきたいと考えております。

さらに、特産物の販売や施設利用をきっかけとした道路利用者の町内への誘導方法の確立など、京丹波町観光協会等関係団体と連携を図りながら推進をしてまいります。

次に、生涯スポーツの推進につきましては、関係機関と連携し、充実した運動の機会の提供を目指します。さらに、ホストタウン構想の推進では、京都トレーニングセンターとグリーンランドみずほを活動拠点とし、ホッケー日本代表チームやニュージーランド代表チームの合宿の誘致を進め、ホッケー合宿の聖地化を目指すとともに、ホッケー競技の普及と競技力の向上を図ることを目的にスポーツ国際交流員の雇用を計画しております。

最後になりますが、健康の里づくりの1つである「町財政の健康」であります。これまでに述べてまいりましたさまざまな施策の実現には、健全な財政を維持することが不可欠であります。これまで地方債残高の縮小を図るため、繰上償還を初め、新規発行債の抑制などを進めてまいりましたが、近年の大型事業の実施に伴う地方債の借り入れにより、地方債残高も増加に転じております。今後におきましても、新庁舎の建設など多くの地方債の借り入れが見込まれますとともに、普通交付税の合併特例算定の段階的縮減を踏まえ、さらなる財政の健全化対策が求められます。

このことから、自主財源である地方税の確保におきましては、「公平・透明・納得」の原則のもと、納税者の立場に立った適正な課税と徴収に努めていかなければなりません。このため、京都地方税機構と十分連携し、納税者の利便性を図りながら、徴収率の向上に努めてまいります。

また、何事におきましても、町民の皆様への説明責任をしっかりと果たし、要望に応えられるよう、また、まちづくりに参画いただけるよう職員一人ひとりが常に住民目線で物事を考え、町政運営に取り組んでまいります。

以上、さまざまに申し上げてまいりましたが、これら諸施策の実現は、私1人でなし得るものではございません。緊張感とスピード感を持って誠実に、意思決定機関である議会や町民の皆様のご意見を伺いながら、職員と一丸となって全力を注いでまいる決意であります。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願いを申し上げます。

以上、平成30年度の施政方針といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上で町長の施政方針の説明を終わります。

《日程第5、同意第1号 副町長の選任について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第5、同意第1号 副町長の選任についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第1号 副町長の選任についてであります。京丹波町新水戸黒地13番地にお住まいの谷 俊明氏を選任することについてお願いしております。谷氏は、長く本町の職員としてお勤めになられ、議会事務局長、総務課長、参事・教育委員会教育次長などの要職を歴任され、退職後は、現在まで京都労働局西陣公共職業安定所に勤務されております。行政運営に豊富な知識と経験をお持ちであり、人格、識見とも高く、広く社会の実情に精通されており、温厚、誠実なお人柄で信望も厚く本町のまちづくりにその手腕を遺憾なく発揮いただけるものと存じております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長に求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、同意第1号 副町長の選任につきましては、議案を朗読させていただきます。補足説明とさせていただきます。

同意第1号 副町長の選任について

下記の者を京丹波町副町長に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町新水戸黒地13番地

氏名 谷 俊明 昭和31年12月12日生 61歳

平成30年3月2日提出

京丹波町長 太田 昇

なお、谷氏のご経歴につきましては、裏面のとおりでございます。

まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりであります。

これより同意第1号の質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 副町長の選任ということで、提案になっておるわけでございますが、本来、11月に町長選挙がありまして、その後、臨時会もあったわけでございますが、これまではその時点で大体任命というのが多かったわけでございますけれども、今回、3月議会の冒頭に提案されたわけでございますけれども、谷氏については、役場の職員でもあったわけでございますけれども、採決されて認められると、いつから谷氏は副町長として就任をされる予定なのかどうかということと。

それから、合併当初は、2人体制をとっておったわけでございますし、条例を見ましても、2人置くことができるということにもなっておるわけでございますけれども、考え方として1人体制でいくということだと思っておりますけれども、改めて見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 1点目の谷さんの副町長としての就任の時期でありますけれども、現在、先ほどお話がありましたとおり、職業安定所のほうで勤務をされておりますので、その契約期間の関係もありまして、4月からの就任ということになります。

それから、2点目の副町長の人数でありますけれども、規定上は2人まで置けるということになっておりますけれども、当面の間、1人ということで、財政的なことも含めて1人の体制でやっていきたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） ないようでありますので、これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第1号を採決します。

この同意案件の表決は、起立により行います。

同意第1号 副町長の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は、同意することに決定しました。

《日程第6、議案第3号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約の変更について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第6、議案第3号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約の変更についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第3号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約の変更につきましては、平成30年第1回京丹波町議会臨時会で議決いただきました本工事委託契約の契約金額から115万7,760円減額し、8,084万1,240円とすることをお願いしております。国土交通省近畿地方整備局において工事入札により工事金額が確定したことに伴い、契約の変更を行うものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長に求めます。

山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） ただいま上程となりました議案第3号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約の変更について、補足説明をさせていただきます。

平成30年1月19日の京丹波町議会臨時会で議決をいただきました国道27号白土跨道橋上下部工事の委託金額に変更が生じたため、議決をお願いするものです。

変更理由といたしましては、町長の提案説明にもございましたとおり、議決日に国土交通省と委託契約を締結し事業を進めておりましたが、その後の国土交通省工事入札により工事金額が確定したため、委託契約の変更をするものです。

委託契約の金額につきましては、工事費と事務経費を合わせて変更するもので、議案書を1枚めくっていただき、新旧対照表をご確認ください。委託金額の8,199万9,000円を8,084万1,240円に改めるものであり、委託工事名、契約の相手方、契約の方法、契約履行場所、契約期間につきましては変更はございません。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第3号の補足説明といたします。ご審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第3号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

議案第3号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいまから上程になります日程第7、同意第2号 固定資産評価員の選任についてから日程第45、議案第40号 平成30年度京丹波町水道事業会計予算までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

《日程第7、同意第2号 固定資産評価員の選任について～日程第45、議案第40号 平成30年度京丹波町水道事業会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） これより、日程第7、同意第2号 固定資産評価員の選任についてから日程第45、議案第40号 平成30年度京丹波町水道事業会計予算までを一括議題と

します。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第2号 固定資産評価員の選任についてであります。

固定資産評価員は、固定資産を適正に評価するとともに、市町村長が行う価格の決定を補助するために、設置することとされております。

今回、本町総務福祉担当の伴田邦雄参事を選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意をお願いするものです。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

平成30年6月末をもって任期満了となります村山孝秋委員を再推薦したいので、議会のご意見をお聞きするものであります。村山氏は、人権啓発や人権相談など積極的に活動いただいているところであり、職務を遂行いただけるものと思っております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第4号 京丹波町介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の制定につきましては、本町において介護福祉士として介護等に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することにより、地域福祉の充実に必要な介護人材の育成及び確保に資することを目的として制定するもの。

議案第5号 京丹波町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるもの。

議案第6号 京丹波町国民健康保険病院等の機構の改編等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、京丹波町国民健康保険病院等の機構の改編等に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第7号 京丹波町情報公開条例の一部を改正する条例及び議案第8号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、個人情報保護法の一部改正に伴い、個人情報の定義を明確化するために所要の改正を行うもの。

議案第9号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、スポーツ国際交流員を採用するため、報酬区分の一部改正を行うもの。

議案第10号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成30年4月から平成31年3月までの間、特別職の給料及び期末手当の額を100分の10減じた額とするもの。

議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成30年4月から平成31年3月までの間、管理職手当の月額を100分の10減じた額とするもの。

議案第12号 京丹波町振興基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、京丹波町振興基金を活用するため、条例に処分の規定を追加するもの。

議案第13号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例における法律の引用条項を改めるもの。

議案第14号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の改正による住所地特例の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第15号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第7期介護保険事業計画（平成30年度から平成32年度）の策定に伴い、保険料の改定を行うもの。

議案第16号 京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、指定介護予防支援等に係る基準省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第17号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法等の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第18号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域密着型サービスに係る基準省令の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第19号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域密着型介護予防サービ

スに係る基準省令の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第20号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに配置すべき主任介護支援専門員に係る規定の整備をするとともに、その他所要の改正を行うもの。

議案第21号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、補償額算定の基準額を定める非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第22号 京丹波町梅田財産区有土地管理及び使用料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、財産区有財産の使用料を減額するもの。

議案第23号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、新たに事業名等を追加するもの。

議案第24号 町道の路線認定、変更につきましては、一般府道広野綾部線のバイパス整備により引き渡しを受ける現道部分を町道として管理する必要があるため、路線の認定及び変更を行うものであります。

次に、議案第25号 平成30年度京丹波町一般会計予算から、議案第40号 平成30年度京丹波町水道事業会計予算につきましては、一括してご説明を申し上げます。

まず、一般会計予算の総額は、110億6,600万円、前年度当初予算に比べ0.9%、1億400万円の増額となりました。また、公営企業会計を含む特別会計全体では、89億4,458万7,000円となり、前年度対比2.9%の減額となっております。国民健康保険事業特別会計において、市町村国保の都道府県化に伴う減額要因等が主なものであります。なお、全ての会計の総額は200億1,058万7,000円となり、前年度対比1億6,007万8,000円、0.8%の減額となりました。

それでは、一般会計の歳出から特徴的なものについてご説明いたします。

総務費では、新庁舎の建築にかかる設計業務や予定地の造成工事費用などに2億8,510万円、本町の豊かな食のPRと地域振興を図るためにふるさと寄附金制度の運営経費として4,570万円、和知支所機能の維持継続を目的とし、これまで未実施であった建物の耐震診断委託料として690万円、若い世帯の定住を促進するため、和知地区の馬森、花ノ木団地3区画の分譲に際し、若者定住促進住宅購入補助金として300万円を引き続き計上をしております。

また、瑞穂地域の旧小学校の地元活用に対する支援として、「町有財産有効活用支援負担

金」に85万円、医師住宅の整備に当たり、隣接する調整池の機能を確保するための土砂撤去工事費として1,700万円、須知高校への教育支援として教育振興対策交付金141万円、通学支援として町営バス利用促進助成金166万円、高齢者運転免許証自主返納奨励金に20万円、町営バス運行事業特別会計への繰出金に8,026万円、住民自治組織の育成と組織化を支援する住民自治組織まちづくり交付金及び地域力向上事業助成金、京丹波町住民自治組織連絡協議会への補助金を合わせて205万円、地域おこし協力隊5人の人件費及び活動経費として2,039万円を計上したところであります。

また、地域資源活用推進事業として、家畜排せつ物を活用したメタン発酵による食と農とエネルギーの循環利用のための事業化検討に係る経費などに78万円。京丹波ぬく森のイス贈呈事業や北海道下川町との交流など森林（もり）の文化創造事業に423万円、木質バイオマス活用のモデル事業として進めている地域熱供給施設管理事業に1,060万円を計上しております。

民生費では、少子高齢化が進む中、高齢者や障害者の皆様が住みなれた地域で安心して自立した生活を営むことができる環境づくりと、児童福祉における子育て支援の充実、拡充に配慮した予算編成に努めたところであります。主なものとしましては、福祉人材確保対策として、福祉人材確保対策事業に175万円と介護福祉士育成修学資金貸付事業に300万円、障害者の自立支援事業に3億6,074万円、自立支援医療給付事業に2,772万円、地域生活支援事業に5,004万円を計上しております。

また、高齢者福祉では、介護保険事業に2億9,425万円、介護療養型老人保健施設運営事業に8,108万円、高齢者の在宅生活を支援する在宅高齢者等生活支援事業に2,550万円、後期高齢者医療広域連合に対する給付費負担金など関係経費に2億8,560万円を計上しております。

また、出生から18歳以下の方までの入院等に係る子育て医療費助成事業として2,623万円、すこやか子育て祝金事業に520万円を計上したほか、ファミリー・サポート・センター事業に500万円、子育て応援助成事業として子育て世帯での住宅リフォーム支援事業補助金に700万円、児童手当支給事業に1億6,148万円を計上しております。

次に、保育所費では、わちエンジェル施設改修工事に194万円などの環境整備や運営経費に総額3億4,336万円を計上し、子どもたちの健やかな成長を支援することとしております。

衛生費では、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指し、健診内容を充実させ、引き続き各種健診事業を無料で実施するとともに、健診後の保健指導や健康教育事業の充実に努めて

まいります。また、安心して妊娠、出産ができる体制の確保のために不妊治療給付事業に120万円、妊産婦健康診査などに649万円、出産前後の妊産婦への支援を図る妊娠出産包括支援事業に40万円、生活習慣病予防のための特定健康診査事業に1,829万円、胃がん、大腸がん、乳がん検診など、その他健康診査事業に4,683万円を計上しております。

さらに、自殺対策計画策定に係る経費として679万円を計上しております。

また、予防費では、予防接種事業に3,662万円を計上しております。

環境保全、地球温暖化防止などの環境衛生対策では、地球温暖化対策として再生可能エネルギーの推進を図ることを目的に、住宅用太陽光発電システム設置補助金などに520万円を計上したほか、下水道会計への繰り出しを含め7,285万円、清掃費には、船井郡衛生管理組合の分担金を主なものとして2億9,617万円、上水道費には水道事業会計への補助金として6億5,923万円を計上しております。

農林水産業費につきまして、農業費では、有害鳥獣対策事業に8,486万円を計上し、被害防止や捕獲施設の設置やサル対策の強化を図るほか、中山間地域等直接支払事業に1億1,129万円、多面的機能支払交付金事業に9,708万円を計上し、地域ぐるみの活動や営農への支援を行うとともに、集落営農組織への農業機械導入補助を初めとする農業振興事業に1,081万円、新規就農を支援する後継者育成事業に484万円、特産物等作付助成などの水田農業構造改革対策助成事業に2,864万円、黒大豆、小豆の生産拡大を図るため機械導入への助成を行う地域特産物応援事業に1,040万円、また、多様な担い手を増加させるために、新たな研修制度の仕組みの構築や新たな認証制度の検討や農業振興を図る農業技術者会議活動強化事業に99万円、空き家を活用した住環境の整備を行う移住定住促進事業に1,165万円、ロケ地活用として整備を図る鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業に3,988万円、農業用施設整備などの農地保全事業に1,165万円、ため池等を整備する土地改良施設維持管理事業に3,507万円を計上し、営農組織や担い手育成、特産物の生産振興、ため池など農業生産基盤の整備と防災・減災に向けた整備を進めてまいります。

また、山村振興費では、面積の83%を占める森林の多くが利用期を迎えることから森林伐採計画の策定や本町の特産である「丹波くり」の生産振興など、山村振興地域での地域資源活用を図る山村活性化支援事業に1,029万円を計上し地域経済の活性化を図ってまいります。

また、ケーブルテレビ運営には2億4,676万円を計上し、施設の適正な維持に努めるとともに、施設の更新に向けて調査・研究を行ってまいります。

林業費では、林業の担い手育成を初めとする林業振興対策事業に1, 334万円、町有林の整備、皆伐主伐等を実施する公有林整備事業に3, 889万円、木材需要の拡大と有効利用を図る木材搬出事業に586万円、森林の多面的機能を維持・増進するため、「豊かな森を育てる府民税」を活用した豊かな森を育てる事業に1, 225万円、森林の多くが利用期を迎えていることから路網の整備を通じた低コスト化を図ることが重要であり、新たな森林管理道の月ヒラ長老線開設の開設に係る調査業務に2, 263万円を計上し、森林の保全及び活用と路網整備を図ってまいります。また、本路線につきましても災害等緊急時の補完道路として位置づけ、効果的な運用を図ることとしております。

商工費では、町商工会のプレミアム商品券発行事業や小規模事業経営支援事業への補助を初め、資金融資利子補給などの商工業振興事業に2, 199万円、融資保証料補給事業に300万円、本町の特性に合った地域資源活用型の企業誘致を推進する企業誘致対策事業として78万円を計上したほか、京丹波町産業ネットワークの活動を通じた新事業の創出や雇用促進、起業セミナーの実施など町内での起業を支援する起業・新産業育成事業に920万円を計上し、小規模店舗や中小企業への経営支援を引き続き実施します。このほか、買い物支援バス運行事業に192万円を計上するなど、商工業の振興を図ってまいります。

観光費では、観光振興事業として、京丹波町観光協会の運営補助に850万円を計上し、夏まつり開催への助成と観光協会との連携による京丹波町ならではの観光事業を推進してまいります。

また、道の駅「京丹波 味夢の里」の維持管理・運営モニタリング業務委託費などに869万円を計上し、引き続き施設の適切な運營業務の確認を行うこととしております。

京丹波まるごと交流型観光推進事業には1, 180万円を計上し、各種物産展への参加や旅行会社訪問など積極的な観光プロモーションを実施し、戦略的な観光施策を推進します。また、ロケ地誘致・観光振興の促進などロケ地誘致事業に2, 663万円を計上し、京丹波町ロケーションオフィスの運営を行ってまいります。

土木費では、道路維持費として6, 495万円を計上しております。冬季の除雪を初め、道路利用者の通行に支障がないよう維持管理に努めてまいります。道路新設改良費では、蒲生野中央線や市場上ノ山線の改良や橋梁修繕、舗装修繕等、継続して整備を進める15路線と、井壁谷線等、新規に取り組む5路線、また、2カ所の治水対策などに総額4億8, 179万円を計上し、事業に取り組んでまいります。このほか、河川維持管理事業に3, 253万円を計上しております。住宅管理費では、町営住宅の維持管理や台風21号で被災した和知地区篠原団地の除却費用に2, 308万円、木造住宅耐震改修事業や継続して実施します

住宅改修補助金交付事業に1,355万円を計上しております。このほか、台風21号の影響により被害を受けられた住宅の修繕等に要する費用の一部を助成する地域再建被災者住宅支援補助金につきましても750万円を計上しております。

消防費では、中部広域消防組合負担金に2億8,271万円、消防団運営費に7,515万円、消防車両3台の更新を行う消防車両更新事業に2,793万円を計上しております。また、防護服などの原子力災害対策備品の整備や、災害時の緊急備蓄物資の購入などの防災事業に555万円を計上したほか、デジタル移動系防災行政無線維持管理事業費として857万円を計上し、災害時の体制強化に努めてまいります。

教育費では、総額8億1,921万円を計上しております。認定こども園開設準備事業に2,959万円、小中学校の教育情報機器整備事業に2,579万円、学童保育事業に3,357万円、双葉町文化交流事業に96万円、今後の町内の図書館のあり方を考えるための図書館建設検討プロジェクト事業に28万円、ホストタウン構想推進事業に893万円を計上したほか、学校運営、教育振興、社会教育の推進に所要の額を計上しております。

次に、歳入についてであります。現下の経済情勢のもと、大幅な景気の上向きは、引き続き時間が必要な状況であると認識をしております。

このような状況の中で、町税につきましては、平成29年度の賦課資料及び決算見込み、地方財政計画などの指標をもとに検討を加え、あわせて、総所得の推移や固定資産税評価替年度などの要因を考慮し、過大見積もりにならないよう計上し、総額で前年度対比90万円減の15億9,206万円を見込んでいます。

また、財源確保対策として引き続きふるさと寄附金による財源の確保を図ってまいります。寄附金の額は3,000万円を見込み、その全額を基金に積み立てるとともに、前年度に積み立てました寄附金を繰り入れ、寄附目的に合致する事業に活用してまいります。

なお、地方交付税につきましては、合併特例措置の段階的縮減が3年目となり、合併算定替と一本算定の差額の50%が減額されることから、特別交付税を含めた前年度から1億5,000万円減額の47億1,000万円を計上したところであります。

平成30年度は、施政方針で申し上げましたように、京丹波町総合計画を軸に京丹波町創生戦略やバイオマス産業都市構想を初めとした各種計画などに基づき、国・府の財政支援を受けながら事業を実施してまいります。基本理念であります「健康の里づくり」の構築に向けて町職員と町民の皆さんが一体となって、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

議員各位を初め、町民の皆様の格別のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます、引き続き特別会計につきましてご説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、18億4,600万円を計上しております。国民健康保険事業は、少子高齢化の進展や雇用環境の変化、税負担能力の低下や医療費が増加傾向にあることなど、市町村国保が抱える構造的な課題により、財政状況が一段と厳しさを増す中、国においては、社会保障制度改革国民会議の報告書を踏まえ、社会保障制度改革の全体像や進め方を示すプログラム法が成立し、また、法改正により、持続可能な医療保険制度を構築するため、いよいよ平成30年度からは、市町村国保の都道府県化が開始されます。

都道府県が財政運営の責任主体となり、中心的な役割を担い安定した財政運営を図ることとなりますが、今後におきましても、引き続き国の財政支援の強化を京都府とともに求めてまいりたいと考えております。

また、本町の国保税率につきましては、これまでから保険給付費等の伸びに対応するため、税率改定も視野に入れ種々検討を重ねておりますが、このたびの京都府より示された標準保険料率も1つの参考とし検討する中、現行の保険税率を出発点として、最終的な被保険者の負担にも十分配慮した設定を行うことが極めて重要であることから、今年度におきましても、据え置くことといたします。

4月から実際に運営される国保事業の状況等を注視しながら、適正な保険税率について継続して検討を重ねるとともに、今後とも特定健診事業の積極的な取り組み、医療費の適正化対策や収納率向上対策により、公平性の確保と財政の安定化、また、業務の効率化を図り、より一層、安定した事業運営の推進に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、2億3,422万5,000円を計上しております。

本会計につきましては、京都府後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料を徴収し、広域連合に納付する収支となっております。

平成28年度より、広域連合からの人間ドック助成金が削減されましたが、平成30年度におきましても、一般会計からの繰り入れなどにより、個人負担を変更することなく、高齢者の保健予防に精いっぱい努めてまいりたいというふうに考えております。

介護保険事業特別会計事業勘定では、21億4,885万円を計上しております。

平成30年度から3カ年を計画期間とする第7期介護保険事業計画等に基づき、引き続き介護サービスの給付適正化と、介護予防事業に取り組むとともに、地域支援事業の充実を図り、介護が必要な状態になっても、住みなれた地域での暮らしが営めるよう事業の円滑な推

進と健全運営に努めてまいります。

また、地域包括支援センターを中心に、住民主体の健康づくりや介護予防の取り組みを支援するとともに、「介護予防・日常生活支援総合事業」では、関係機関と連携を図りながら、利用者の皆様の選択による多様なサービス提供に努めてまいります。

サービス事業勘定では、549万5,000円を計上しております。要支援者等への介護予防支援計画の作成を主なものとして、事業を推進してまいります。

また、老人保健施設サービス勘定では、1億5,659万3,000円を計上し、施設の運営、入所サービス等の提供を行い、和知診療所の訪問事業と組み合わせて、在宅復帰や在宅療養の支援など包括的なケアに取り組んでまいります。

下水道事業特別会計につきましては、9億6,400万円を計上しております。使用料確保を適正に行うとともに、経費の縮減に努め、効率的な事業運営に取り組んでまいります。

農業集落排水事業や公共下水道事業におきましては、老朽化が進む施設の機能強化や予防保全を中心とした維持管理を行うことで、施設機能を持続的に確保することとし、浄化槽施設管理における帰属基数の増加も含めた汚水処理普及率の向上を図り、公共用水域の水質保全と生活環境の改善に努めてまいります。

町営バス運行事業特別会計につきましては、1億2,717万円を計上しております。町営バス2台の更新を行い、児童・生徒の通学バス及び地域公共交通として安全運行に努めるとともに、利便性の向上を図ってまいります。

国保京丹波町病院事業会計では、病院と質美診療所と和知診療所及び歯科診療所の3条予算の合計で、収益的収入及び支出に10億2,440万円を計上しております。また、4条予算の資本的収入に1億970万4,000円を。支出におきましては1億6,122万4,000円を計上し、資本的収入及び支出に不足する額5,152万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

財政対策としまして、前年度に引き続き、一般会計からの繰入金の4条予算の資本的収入におきましては、基準内繰入金のみとし、経営改善に努めております。

医師確保につきましても、引き続き京都府や京都府立医大並びに関係医療機関への要望や奨学金制度の活用などにより、一層安定した医療体制の確立に向けて全力で取り組んでまいります。また、平成30年度には、医師等確保対策に向けて、医師等住宅を建築してまいります。

引き続き厳しい経営環境に変わりはございませんが、さらなる経営の健全化と保健・福祉・介護・医療の一層の連携強化を図り、地域包括医療の推進に努めてまいります。

水道事業会計につきましては、3条予算の収益的収入には、水道料金や受託工事収益、一般会計からの繰入金など、14億5,730万円、収益的支出には、水道法に基づく水質検査や水道施設の日常点検業務等の委託料と、施設の機械及び電気設備類や管路の維持補修工事費として14億5,473万円を計上しております。

また、4条予算の資本的収入には、企業債や出資金、管路更新の耐震化府補助金など、2億8,175万円、資本的支出には、管路の更新に要する委託料や工事請負費などの建設改良費や企業債償還金など、7億8,588万円を計上しております。

なお、資本的収支において、不足する額5億413万円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,281万6,000円、過年度分損益勘定留保資金2億5,552万1,000円、及び当年度分損益勘定留保資金2億3,579万3,000円で補填することとし、水道施設の適正な維持管理に努め、安心・安全な水道水の安定供給を目指してまいります。

その他、土地取得特別会計につきましては、基金利子等の積み立てを計上したものであり、育英資金給付事業特別会計につきましては、育英基金の目的に沿う適正な給付に留意し、565万6,000円を計上しております。また、須知、高原、桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計につきましては、財産の管理及び住民団体への助成を中心として編成をしたものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、平成29年度の補正予算につきましては、後日追加提案させていただきたく思っておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） これより暫時休憩します。10時45分まで。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は日程順にお願いします。

松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） それでは、同意第2号 固定資産評価員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

町長の提案説明のとおり、地方税法第404条の規定により、市町村長の指揮を受けて固

定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助するために、市町村に固定資産評価員を設置することとされており、同条第2項の規定に基づき、総務福祉担当の伴田邦雄参事を選任することについて、議会の同意をお願いするものであります。

それでは、同意第2号を朗読して説明にかえさせていただきます。

同意第2号 固定資産評価員の選任について

下記の者を京丹波町固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町上大久保寺垣内3番地

氏名 伴田邦雄 昭和34年3月11日生

平成30年3月2日提出

京丹波町長 太田 昇

提案理由、新たに固定資産評価員を選任する必要があるため。

なお、職歴につきましては、裏面のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、補足説明を申し上げます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づきまして、市町村長はその候補者について議会の意見を聞いて推薦を行い、法務大臣が委嘱することとなっており、その任期は3年となっております。

京丹波町では、現在11名の人権擁護委員さんにご活躍いただいているところでございます。今回、候補者として推薦させていただきますのは、村山孝秋氏でございます。今年の6月30日をもって任期満了となられますが、これまでの活躍実績でありますとか地域住民の信頼も厚いことから、引き続き人権擁護委員として再推薦いたしたく、議会のご意見を求めるものでございます。

なお、村山孝秋さんは、京丹波町口八田百合ノ下46番地にお住まいで、昭和28年11月26日生まれで満64歳で、現在1期目の人権擁護委員としてご活躍いただいております。

それでは、諮問第1号を読み上げまして、補足説明とさせていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町口八田百合ノ下46番地

氏名 村山孝秋 昭和28年11月26日生

平成30年3月2日提出

京丹波町長 太田 昇

提案理由、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるため。

以上でございます。

なお、裏面に主な職歴等を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それでは、議案第4号 京丹波町介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

全国的に介護人材が不足している中で、本町におきましては、昨年10月から町内の施設や事業所にお勤めになられております職員の離職防止と処遇向上に向けて、介護福祉士等の資格取得に係る経費の助成と介護職員募集に係る経費の助成などを行う福祉人材確保対策事業を実施しているところでございます。

この福祉人材確保対策事業は、喫緊の人材不足の課題に対応する施策として位置づけておりますのに対し、今回のこの条例につきましては、中期的な施策として提案理由のとおり、本町において介護福祉士として介護等に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することにより、地域福祉の充実に必要な介護人材の育成及び確保に資することを目的として制定させていただくものでございます。

主な内容といたしましては、介護福祉士の養成施設等に在学するものに対し、1学年に対し100万円を限度として2学年分までの修学資金を貸し付け、卒業後に介護福祉士として町内の福祉施設等に3年以上勤務することで返済を免除するものでございます。

それでは、条例の概要につきまして説明をさせていただきます。

第1条では、先ほど申し上げましたとおり目的を、第2条では、この条例に用います用語の定義を定めております。第2条1号では、養成施設等として、関係大臣が指定した学校及び知事が指定した養成施設としております。第2号では、介護等の業務として、介護保険法

関係の事業所と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスを行う事業所等としております。第3号では、法人等として、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、株式会社などとしております。

第3条では、修学資金の貸与について、養成施設等に在学する者または入学することが決まっている者であって、卒業後、1年以内に町内の介護等の業務を行う事業所において介護福祉士として業務に従事する意思を有する者に対し、無利息で修学資金を貸与することを規定しております。

第4条では、修学資金の貸与金額等について、対象経費は入学金及び授業料の合計額の範囲内とし、1学年につき100万円を限度に2学年分まで貸与することを規定しております。

なお、同条第3項においては、本修学資金と同趣旨の別の修学資金等を受けている者については、その修学資金等を差し引いた額を対象経費とすることを規定しております。

第5条では、返還の免除について定めております。

まず、第1項の修学資金の全部の免除の場合は、第1号では、養成施設等を卒業後、最初の4月1日から1年以内に町内の介護等の業務を行う事業所に職員として引き続き3年間以上介護福祉士として介護の業務に従事したとき。第2号では、介護等の業務に従事している期間において、業務上の事由により死亡または業務に起因する心身の故障のため、業務を継続できなかった場合としております。

また、次のページの第2項、全部または一部返還免除の場合は、第1号では、死亡または心身の著しい障害により、修学資金を返還することが困難になったとき。第2号では、その他町長が特別な事由があると認めたとときとしております。

この条例の施行日は、平成30年4月1日とし、平成30年度以後の養成施設等への入学者に対する貸与から適用することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第4号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いをいたします。

続きまして、議案第5号 京丹波町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律における平成30年4月1日施行分の1つに、指定居宅介護支援事業所、いわゆる要介護1から要介護5までの方の介護サービスに係りますケアプラン作成事業者のことでございますが、その事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、新たに事業の

人員及び運営に関する基準を定める必要がありますので、条例を制定させていただくものでございます。

本条例は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、国の示す従うべき基準、参酌すべき基準をもとに規定をしております。

なお、現在、町内の指定居宅介護支援事業所は8事業所でございます。

それでは、条例文によりご説明を申し上げます。

本条例は、第1章から第5章で構成しておりまして、第1章、総則では、第1条で趣旨を規定しております。

第2章、基本方針については、参酌すべき基準とされており、第2条で基準省令のとおりの内容としております。

第3章では、人員に関する基準を定めております。第3条の従業者の員数及び第4条の管理者については、従うべき基準となっておりますので、基準省令に従い規定をしております。

第4章、運営に関する基準では、第5条から第30条においてその基準を定めておりますが、第5条、内容及び手続の説明及び同意、第6条、提供拒否の禁止、第14条、指定居宅介護支援の具体的取扱方針のうちの一部、第24条、秘密保持、第28条、事故発生時の対応については、従うべき基準とされており、その他の項目については参酌すべき基準となっております、それぞれ基準省令に基づいております。

第30条をお願いいたします。第30条、記録の整備についても参酌すべき基準となっておりますが、第2項において規定しております保存期間については、国が定める2年間ではなく、介護報酬の不正請求等に係る返還請求の消滅時効に対応するため、独自に5年間と規定をさせていただいております。

続きまして、第5章では、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準として、第31条において、第2章から第4章までの規定の準用について定めております。基準該当居宅介護支援とは、本来の規定を満たしていない場合でも、市町村が支障がないと認めた場合に特例居宅介護サービス費の支払いを受けることができるものでございます。

なお、現時点において、町内では、該当の事業所はございません。

次に、附則関係でございますが、施行期日につきましては、平成30年4月1日としておりますが、第14条第20号で規定する訪問回数が多い訪問介護サービス計画に係る市町村への届け出に関する規定は、平成30年10月1日施行としております。

また、経過措置として、第4条第2項で規定する管理者要件を主任介護支援専門員に限定する規定は、平成33年3月31日まで猶予することとしております。

附則の最後になりますが、京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、当地域密着型サービスの基準に関する条例中、第14条及び第94条第2項で引用しております国の基準省令、または京都府条例を今回の指定居宅介護支援等の基準を定める条例を引用することに改めるものでございます。

なお、別に議案第18号で、京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを提案させていただいておりますが、当引用文の改正は、今回のこの指定居宅介護支援等の基準を定める条例の制定に伴い効力を発するものでございますことから、本条例で改正をさせていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第6号 京丹波町国民健康保険病院等の機構の改編等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の機構の改編等に至りました背景としましては、平成28年度末に医療介護総合確保推進法に基づき、京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）を都道府県単位で策定されました。

本構想は、団塊の世代が後期高齢期を迎える2025年度問題に向けて、医療、福祉、介護、保健が連携をして行う、いわゆる地域包括ケアシステムを提唱しており、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていける地域における医療、及び介護の適切な運営による住民の総合的な健康福祉の確保を図るために策定されたものでございます。

これを受けまして、国保京丹波町病院では、新公立病院改革プランを策定しております。この中では、目標達成に向けた具体的な取り組みとして、医師等の人材の確保・育成、経営感覚に富む人材の登用及び事務職員の人材開発の強化、民間病院との比較、施設・設備費の抑制等、病床利用率が特に低水準である病院における取り組みを掲げておりまして、これらを推進していくために組織機構の見直しを行い、医療現状に合致した組織や将来に向けての組織など、これらの整備を進めていくために改正を行うものでございます。

なお、今回の組織改正では、職名等の整理をしているものでございまして、これによりまして、職務の級、あるいは給与額等が変わるものではございません。

それでは、議案中ほどの新旧対照表におきまして、ご説明させていただきます。

まず、第1条関係としまして、京丹波町職員の給与に関する条例の級別職務分類表におきまして、別表第1のア行政職給料表級別職務分類表中であります。職務の級の4級の(3)、現行右側ですが、事務長補佐を新たに事務局長補佐と事務局長に改めるものでございます。

同じく裏面の5級の(2)に、新たに事務局長を加えることから、京丹波町病院の事務長を事務局長とし、診療所の事務長はそのままとするものでございます。

次に、ウの医療職給料表、(2)級別職務分類表の4級で、(1)主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任管理栄養士、主任歯科衛生士とし、新たに主任という文言を頭につけるものでございます。

次に、5級では、技師長から放射線技師長、理学療法士長または管理栄養士長に改めるものでございます。

次に、エ医療職給料表、(3)級別職務分類表の5級では、現行の主任から主任看護師(副師長)、主任看護師に改めるものです。6級では、現行の看護師長から看護部長、副看護部長、看護師長と改めるものでございます。

次に、最終ページをお願いいたします。

第2条関係では、京丹波町職員の管理職手当に関する条例におきまして、病院事務局長、病院看護部長、病院副看護部長にそれぞれ改めるものでございます。

以上で、議案第6号 京丹波町国民健康保険病院等の機構の改編等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての補足説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようによろしくお願いいたします。

続きまして、議案第7号 京丹波町情報公開条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の提案理由としましては、町長の提案説明にありましたように、個人情報保護法の一部改正に伴いまして、個人情報の定義を明確化するために、所要の改正を行うものでございます。

議案1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第6条第1項第1号、右側の改正前におきましては、特定の個人が識別され、又は識別され得るものと表記をされておりましたものを、改正後におきましては、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項)、これを個人識別符号といたしますが、これにより特定の個人を識別できるもの(他の情報と照合することにより、特

定の個人を識別することができることとなるものを含む。)と改められるものでございます。

ここで、電磁的記録でございますが、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては、認識することができない方式で作られる記録を言います。具体的には、磁気テープなどコンピュータによる情報処理に用いられる記録媒体のことを指しております。

また、個人識別符号とは、指紋認証データ、顔認証データ、パスポートの番号、免許証番号などを言いまして、特定の個人の身体的特徴を変換したもの等は、特定の個人を識別する情報であることから、個人情報として明確にするものでございます。

以上、議案第7号 京丹波町情報公開条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を終わります。ご審議いただきますようによろしくお願いいたします。

続きまして、議案第8号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

議案第7号と同様に、個人情報保護法の一部改正に伴いまして、個人情報の定義を明確化するために、所要の改正を行うものでございます。

こちらにつきましても、議案の3枚目につけております新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

第2条におきまして、用語の定義の第1号、個人情報の意義についての記述であります。現行の個人情報では、生存する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものをいうとなっておりますものを、アとしまして、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては識別することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）というふうに改めますのと、イとしまして、個人識別符号が含まれるものとなっております。

さらに、第2号としまして、要配慮個人情報として、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいうというふうに集約されております。

ここで、電磁的記録、あるいは個人識別符号ということでもありますけども、先ほどの議案

第8号の情報公開条例の一部改正の中でも申し上げておりますので、内容につきましては同様でございます。

それから、裏面の第7条の関係でございますが、現行の個人情報を箇条書きしておりましたものを、改正では、要配慮個人情報として用語の意義において集約をされたものでございます。

以上、議案第8号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましての補足説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようによろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第9号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

提案理由につきましては、町長のほうから説明がありましたとおり、新たにスポーツ国際交流員の採用を行うに当たり、報酬区分の一部改正を行うものでございます。

改正理由といたしましては、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機としたホストタウン構想事業の位置づけのもと、スポーツ国際交流員を採用し、ホッケー競技の普及と技術力の向上を図るとともに、国際交流活動の推進を図ることを目的としております。

採用に当たって、スポーツ国際交流員の報酬を追加する条例の一部改正を行うものでございます。

本事業は、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会が連携して実施している事業でありまして、地方公共団体が諸外国の若者を特別職の公務員として任用し、小中学校などで外国語やスポーツなどを教えたり、国際交流のために働いたりする事業でございます。この事業には3つの種類がありまして、既に本町で採用しております外国語指導助手、このほかにスポーツ国際交流員、国際交流員というのがあります。報酬は、総務省、外務省及び文部科学省、3省連名の通知に基づき、3つの職種は同額となっておりますので、今回、スポーツ国際交流員の報酬を外国語指導助手と同じ額とする条例の一部改正となっております。

新旧対照表により説明をさせていただきます。

別表の第2条、第3条、第4条関係中、対照表の2ページ目になりますが、区分として外国語指導助手の欄に新たにスポーツ国際交流員を追加するものでございます。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようによろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第10号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

平成30年4月から平成31年3月までの間、特別職の給料及び期末手当の減額を引き続き行うものでございます。附則により、給料及び期末手当の額から100分の10減じた額とするものでございます。この減額措置は、平成19年4月から継続して実施をしております。

なお、この改正によります削減額は、総額で319万5,000円となります。

以上、議案第10号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましての補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようによろしくお願いいたします。

続きまして、議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

特別職と同じく、平成30年4月から平成31年3月までの間、管理職手当の支給額の減額を引き続き行うものでございます。附則によりまして、給料の月額に支給割合を乗じて算出した額の100分の10減じた額とするものでございます。この減額措置は、平成19年4月から実施をしております。

なお、この改正によります削減額は、総額で151万2,000円となります。

以上、議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようによろしくお願いいたします。

続きまして、議案第12号 京丹波町振興基金条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

京丹波町振興基金は、合併前の瑞穂町振興基金を引き継いだものでございますが、合併後は合併の特例によりまして、合併のまちの地域振興や地域住民の一体感の醸成等のために取り組まれる事業等において、活用することを目的に合併特例債を借り入れまして、計画的な基金積立を行うことが可能となったことから、合併後10年間、積み立てを行ったところがございます。現行の厳しい財政状況の中、地域振興に資するため、本基金の活用を図るものでございます。

しかしながら、現行の振興基金条例には、処分が明記されていないということから、今回、改正を行いまして、基金の有効活用を図ろうとするものでございます。

また、基金の取り崩しが可能となる額につきましては、前年度末までに当該基金造成のために起こしました合併特例債の償還が終わった額の範囲内において認められるものでございまして、かつ、市町村建設計画に位置づけられた事業の財源とする場合に限り取り崩しが認めら

れるものでございます。

これまでに積み立てた合併特例債を財源とした積立額でありますけども、16億3,993万2,000円となっております。このうちこれまでに償還をしております起債の額は、2億8,177万円となっているものでございます。

今回、平成30年度の当初予算におきまして、8,400万円余りの基金の取り崩しを行うこととしております。

新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

先ほど申し上げましたように、処分の項目がなかったということから、今回、第5条として処分を追加をさせていただくものでございます。

以上、議案第12号 京丹波町振興基金条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 続きまして、議案第13号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

地方分権に係る第7次一括法が平成29年4月26日に公布され、一部を除いて平成30年4月1日から施行されることにより、町条例で引用している就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の条項が改正され、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る事務、権限が指定都市に移譲される条項が加わりました。

この一部改正に伴い、法律第3条の条項にずれが生じ、改正条項を引用している条例第15号の規定を次のように改正するものです。

議案書を1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第15号第1項第2号中、第9項を第11項に改めます。この条例は、平成30年4月1日から施行します。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第14号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度におきまして、住所地特例の取り扱いが見直されることに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律、いわゆる高確法で、住所地特例を定めた条文が新設され、平

成30年4月1日から施行されることにより、条項の追加などを主なものといたしまして、今回、所要の改正を行うものでございます。

まず、住所地特例制度とは、後期高齢者医療保険者は、その広域連合の区域内に住所を有する者となっておりますが、施設等に入所し住所を移した者は、所在地ではなく、住所を移す前の広域連合が行う広域高齢者医療の保険者とするというものであり、施設等が多くある都道府県及び市町村の医療費負担の軽減を目的として定められた制度でございます。

その概要につきまして、まとめたものをお手元にお配りしておりますので、そちらの説明資料の下段にあります図によりまして、ご説明させていただきますのでごらんください。

その図の上段が現行制度、下段が見直し制度でございます。

まず、現行では、京丹波町の国保加入者が、例えばA県B市の施設に入所され、住所を移された場合は、国保に加入されている間は住所地特例の適用を受け、京丹波町が保険者となりますが、75歳到達等で後期高齢者医療の資格を取得されたときには、住所地特例の引き継ぎができないために、施設所在地のA県広域連合が保険者となっております。

しかし、下段の図にありますように、今回の高確法第55条の2が新設されることによりまして、平成30年4月1日からは、住所地特例の適用を受けている国保加入者が75歳到達等で後期高齢者医療の資格を取得されたときには、住所地特例を引き継ぐこととなり、従前の住所地、この図でいいますと、最下段の右下になりますが、京都府後期高齢者医療広域連合の被保険者となるとされるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、京丹波町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それでは、議案第15号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、介護保険事業計画の見直しに合わせ、高齢者人口や要介護認定者数を見込み、さらにサービスの種類や量、その給付費を推計し、平成30年度から平成32年度までの3カ年の保険料や段階設定を定めるものでございます。

介護保険制度創設時の平成12年の国勢調査では、本町高齢化率は29.2%でありましたが、本年2月には40.78%となっております。また、団塊の世代が75歳以上となられる平成37年（2025年）には、本町の高齢化率は45%台になると予測されるところでございます。

本町では、今後、総人口の減少傾向と合わせて、高齢者人口も減少することが見込まれますが、その一方で、介護リスクが高まるとされる75歳以上人口は増加傾向を示し、それに応じて要介護認定者も増加することが見込まれます。

さらに、介護老人福祉施設への実入所申込者は、平成29年4月時点で53名となっており、すぐには入所できない状況から、施設入所に至るまでの在宅介護ニーズが大きくなると考えております。

このような状況から、介護保険サービスだけでなく、医療・保健・福祉の各サービスが切れ目なく提供できるような京丹波町の地域包括ケアシステムの強化と、一層の健康づくりと介護予防、さらには高齢者福祉の充実や介護サービスの充実と質の向上などを基本目標とし、平成37年（2025年）を見据えた第7期介護保険事業計画の策定を進め、現在、最終調整を行っているところでございます。

計画における主なサービスの見込み料といたしましては、介護報酬改定等の影響額も加味しつつ、居宅サービスでは、特に訪問介護や訪問入浴介護、訪問リハビリ等の訪問系のサービスの充実を見込んでおります。

また、施設サービスでは、町内特別養護老人ホームにおいて、短期入所生活介護からの転換による6床増床が予定されていることから、その影響も考慮しながら一定の伸びを見込んでおります。

さらに、在宅で少しでも長く明るく生き生きと暮らしていただくために、地域におけるサロン活動への支援や筋トレ・脳トレ教室等の介護予防事業の充実を図るとともに、介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業においても引き続き充実に向けた取り組みを積極的に推進してまいることとしております。

また、あわせて、新たに高齢者等の生活支援や介護予防の基盤整備等、社会参加の推進を一体的に図っていくため、生活支援介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターを中学校区ごとに配置し、地域全体で高齢者等を支える仕組みづくりを推進していくこととしております。

それでは、介護保険料の改正につきましては、右肩に参考資料と書いております介護保険条例の一部を改正する条例説明資料により、ご説明をさせていただきます。

平成30年度から平成32年度まで3カ年の介護サービスに必要な総費用は、約62億9,498万円、保険料収納必要額は約12億2,055万円と見込んでおります。

保険料の金額といたしましては、参考資料の中ほどの黄色で着色しております第5段階を基準保険料とし、現行の保険料の年額を7万5,300円から7万3,400円に改正する

ものであります。第6期と比べますとマイナス2.5%、1,900円の減となります。これは、先ほども申し上げたところでございますが、高齢化が進む中、介護リスクが高まる75歳以上の高齢者の要介護者の増加が見込まれることと合わせ、平成30年度から第2号被保険者の負担率がこれまでの28%から27%に引き下げられることに伴い、第1号被保険者にご負担いただく率が22%から23%に見直しされることになったことや、介護報酬改定率0.54%アップ、さらには平成31年10月からの消費税率10%への改定等により、本来ですと次期介護保険料は、現行よりも高くなるが見込まれるところでございますが、介護保険給付費準備基金を計画的に取り崩すことにより、保険料の上昇抑制を図ることとしております。引き続き被保険者の皆様には大きなご負担をいただくこととなりますが、真に必要なサービスを適正に提供するとともに、本町の介護保険事業をみんなで支えていただくという点について、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、保険料の段階設定の考え方でございますが、国の示す保険料段階は9段階でございますが、本町といたしましては、被保険者の所得の分布状況等を踏まえた中で負担能力に可能な限り配慮し、細かな段階設定をしていくということで、第6期と同様に11段階とさせていただきます。

それでは、保険料段階についてご説明をさせていただきます。

参考資料と新旧対照表を合わせてごらんください。

初めに、第1段階につきましては、生活保護受給者や住民税非課税世帯で、前年の公的年金と収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方などで、基準額に対する割合は現行どおり0.5、保険料額は3万6,700円となります。第6期計画中の保険料に比べ1,000円の減となります。ただし、国の低所得者への軽減措置が設けられており、平成30年度につきましては、さらに0.05引き下げ0.45とし、保険料額を3万3,100円とし、その差額については公費により補填することといたしております。この軽減措置は、条例の改正附則第2条に規定しております。なお、国の低所得者への軽減措置については、平成27年度から継続されているものでございます。

続きまして、第2段階から第6段階につきましては、基準所得金額及び基準額に対する割合の変更がございませんので、金額と第6期の保険料との差額のみ説明をさせていただきます。

第2段階につきましては、5万1,400円で1,400円の減。第3段階につきましては、5万5,100円で1,400円の減。第4段階につきましては、6万6,100円で1,700円の減。第5段階につきましては、7万3,400円で1,900円の減となり

ます。この第5段階が基準額となります。第6段階につきましては、8万8,100円で2,300円の減。この第6段階から本人が住民税課税の方となります。

ここで、新旧対照表の1ページ目中段、第6号のアをごらんください。

本町では、平成29年度から介護保険料の所得段階の判定に用いる合計所得金額の算定に、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除する特例措置の適用について、平成29年3月の条例改正により附則で規定をしておりました。このたび、国において、平成30年4月1日施行の政令で本則化されることに伴いまして、条例本文において特別控除額の適用に係る条文をこの第6号アにおいて規定することとしております。

続きまして、保険料の改正に係る説明に戻らせていただきます。

第7段階につきましては、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方とし、年額9万5,500円、第6期に比べ2,400円の減。

第8段階につきましては、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方とし、年額11万7,500円で3,000円の減。

第9段階につきましては、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満とし、年額12万4,800円で3,300円の減。

なお、第7段階から第9段階の基準所得金額の境界の改正につきましては、国の改正に準じております。

第10段階につきましては、基準所得金額等の変更はございません。年額13万5,800円で3,600円の減。

第11段階につきましても同じく、基準所得金額等の変更はございません。年額14万6,800円で3,800円の減となっております。

次に、新旧対照表の2ページ目の第13条をごらんください。

過料の規定に係るものでありますが、これは地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、市町村の質問検査権について、第2号被保険者の配偶者もしくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主、その他の世帯に属する者などについても対象となるよう、範囲が拡大されたことによる改正でございます。

最後に、改正文の1枚目下段をごらんください。

附則についてでございますが、第1条で施行日を平成30年4月1日としております。第2条の保険料率の特例でございますが、先ほど第1段階の保険料の説明でも申し上げました軽減措置に係るものでございます。第3条及び第4条では経過措置を、第5条では平成29年3月の改正条例の附則で特別控除額を控除する特例措置の適用について、租税特別措置法

の条項を引用していますが、今回の改正により、本則第2条第1項第6号の中で既に租税特別措置法の法律番号等を明記していることから、この附則においては法律番号を削除させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第15号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第16号 京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、介護予防支援、いわゆる要支援1・2の方に対する介護予防サービスの利用に向けてケアプランを作成する際の基準等を規定しているものであり、国の従うべき基準、参酌すべき基準については省令により示されており、本年1月18日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

まず、第2条第4項において、指定介護予防支援事業所の事業の運営に当たり、連携を図らなければならない事業所等に、障害者総合支援法に規定する特定相談支援事業者が加えられたものであります。

続きまして、第5条第2項につきましては、公正中立なケアマネジメントの確保の観点から、利用者との契約に当たり、ケアプランに位置づける居宅サービス事業者について、複数の事業者の紹介を求めることが可能であることなどを説明することを義務づけるものでございます。

続きまして、同じく第5条第3項につきましては、医療と介護の連携強化の観点から、指定介護予防支援の提供の開始に当たり、利用者に対して入院する必要がある際には、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関に伝えるよう依頼することを義務づけるものでございます。

この第3項の新設に伴い、第5条第4項以下、引用する項のずれ等があるものについて、所要の改正を行っております。

続きまして、第31条第9号でございますが、サービス担当者会議に利用者及びその家族の参加について規定したものでございます。

同じく第14号の2につきましては、ケアマネジャーが把握した利用者の状況等について、本人の同意を得た上で主治医等に必要な情報提供を行うことを規定するものでございます。

同じく第21号の2につきましては、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合に、意見を求めた主治医等に対してケアプランの交付を義務づけたものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第16号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第17号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例は、介護保険法に基づき、地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるものでございますが、議案第5号で説明を申し上げました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、指定居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されることに伴い、この法律により指定居宅介護支援事業者の申請者の資格基準は、市町村の条例で定めることとされておりますので、本条例に指定居宅介護支援事業者を追加するものでございます。

なお、本条例の施行日は法律の施行に合わせまして、平成30年4月1日としております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第17号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第18号及び議案第19号につきましては、関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。両方の条例とも地域密着型サービス、あるいは地域密着型介護予防サービスの基準の改正を含めました指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年1月18日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

地域密着型サービスは、原則、施設の所在地と同じ市町村の介護保険加入者の方が利用できるサービスでございます。町内では、定員29人以下の地域密着介護老人福祉施設、グループホーム、定員18人以下の小規模デイサービスの事業所、認知症対応型のデイサービスの事業所などがございます。

まず、議案第18号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

それでは、新旧対照表により主なものについて説明をさせていただきます。

まず、目次におきまして、指定地域密着型サービスの種類ごとの章立てを行っておりますが、第3章の2地域密着通所介護の第5節において、共生型地域密着型サービスに関する基準を追加するものであり、第1条の趣旨及び次のページの第2条の定義においても、第6号として追加をしております。この共生型サービスは、障害者が65歳になっても使いなれた

事業所において、サービスを利用しやすくする観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情にあわせて人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害者がともに利用できるサービスの類型を言うものですが、具体的には、介護保険または障害者福祉のいずれかの指定を受けている事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくなるよう、特別な基準を整備するというものであり、省令で定める基準を踏まえて、条例でこの共生型サービスに係る基準を定めなければならないとされています。

次に、第6条から第39条までの改正につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係るものであり、オペレーターに係る基準の見直しや介護・医療連携会議の開催頻度の緩和などでございます。現在、本町では、該当の事業所はございません。

続きまして、少しページをおめくりいただきまして、第60条の9第6号をお願いいたします。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律において、認知症の方の支援が適切に行われるよう、認知症の定義が明確化されたもので、引用する条項を改正法にあわせるものでございます。

なお、改正法によりまして、認知症は、脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態を言うこととされております。

続きまして、第60条の20の2につきましては、冒頭に申し上げました共生型サービスに係るものでございますが、地域密着型サービスにおいては、地域密着型通所介護において、この共生型サービスが導入されることから、基準に関する項目を追加するものでございます。

続きまして、第60条の25をお願いいたします。

常に看護師による観察を必要とする難病等の重度要介護者またはがん末期患者を対象とした通所サービスであります指定療養通所介護事業所において、さらに地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する観点から、利用定員を9人以下から18人以下とするものでございます。なお、現在、本町では、該当の事業所はございません。

続きまして、第62条につきましては、介護保険施設において、新たに介護医療院が加えられたことから追加させていただくものであります。この介護医療院は、先ほど言いました地域包括ケアシステムの改正の法律において、介護療養型医療施設等の転換先として、新たな介護保険施設として設けられたものであります。介護医療院は、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設であります。

なお、第84条から第194条までにつきましても、同様の改正を行っているところでご

ございます。

続きまして、第 66 条関係につきましてでございます。

指定地域密着型介護老人福祉施設等の食堂もしくは共同生活室において、施設の入居者とともに介護を行う共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、これまでは 1 施設当たり 1 日当たり 3 人以下とされておりましたが、該当サービスの普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設において、その施設の入居者と合わせて、1 ユニット 1 日当たり 12 人以下とされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。現在、本町では、該当の事業所はございません。

次のページの第 83 条関係につきましては、小規模多機能型居宅介護についてでございますが、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する基準の創設に伴い、従業者の員数等の規定に関する文言の追加を行うものでございます。この事業所につきましても、本町では現在ございません。

続きまして、6 ページ先になりますが、第 118 条をお願いいたします。

指定認知症対応型共同生活介護事業者において、身体的拘束等の適正化を図る項目が新設されたことに伴い、追加するものでございます。

なお、第 139 条、第 158 条、第 183 条においても、同様にこの身体的拘束に関する規定を追加しております。

続きまして、第 166 条の 2 をお願いいたします。

第 166 条の 2、第 169 条及び第 187 条につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、あらかじめ緊急時の対応等の方針を定めておくことなどを規定しております。

続きまして、第 192 条から第 203 条につきましては、看護小規模多機能型居宅介護における指定に関する基準の緩和、サテライト型事業所の創設等その他関連する準用規定の改正を行っております。現在、本町では、該当の事業所はございません。

次のページの附則第 10 条から第 12 条につきましては、一般病床、精神病床、療養病床を転換して、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合の基準の特例を用いる場合の転換期限を、平成 30 年 3 月 31 日までから平成 36 年 3 月 31 日までと 6 年間延長するための改正でございます。

次のページの附則第 13 条につきましては、療養病床等を有する病院等が平成 36 年 3 月 31 日までに転換を行い、指定地域密着型特定入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設の従業者の員数の特例等を、附則第 14 条につきましては、設備に

関する基準の特例をそれぞれ規定しております。

最後に、本条例は、平成30年4月1日から施行としております。

続きまして、議案第19号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

それでは、新旧対照表によりまして、ご説明を申し上げます。

まず、第4条において、先ほどと同様に、認知症の定義が明確化されたことに伴い、引用する条項を改正法にあわせるものでございます。

続きまして、第5条第1項につきましては、介護医療院を追加させていただくものでございます。なお、第45条第6項から第84条第3項においても、同様の改正を行っております。

続きまして、第9条をお願いいたします。

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、1施設1日当たり3人以下からその施設の入居者数と合わせて、1ユニット1日当たり12人以下とされたことに伴い、所要の改正を行うものです。現在、本町では、該当の事業所はございません。

続きまして、第79条をお願いいたします。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護において、身体的拘束等のさらなる適性化を図るため、介護従事者への周知徹底、指針の整備、定期研修の実施等について、新たに追加するものであります。

なお、本条例の施行日は、平成30年4月1日としております。

以上、議案第18号及び第19号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第20号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

この条例につきましては、地域包括支援センターの職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者が可能な限り住みなれた地域において、自立した生活を営むことができるようにするとともに、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえながら適切、公平、中立的な運営を確保するための基準等を定めているものでございます。

今回の改正につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センタ

一に配置すべき主任介護支援専門員に係る規定の整備をするとともに、その他所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により、ご説明を申し上げます。

まず、第1条の趣旨でございますが、介護保険法の改正により、引用します項にずれが生じていましたので、改正をさせていただくものでございます。

続きまして、第3条は、職員の基準について定めているものであり、第3号の主任介護支援専門員につきまして、平成28年4月から主任介護支援専門員の更新研修が導入されたところではありますが、平成29年の改正省令において、主任介護支援専門員の定義がより明確化されたことに伴い、引用する部分について改正省令にあわせるものでございます。

続きまして、条例改正文の附則をごらんください。

附則において経過措置を設けておりますが、これは平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者についての規定であり、平成18年度から平成23年度に終了した者は、最初の主任介護支援専門員更新研修を平成31年3月31日までに終了することで規定を満たしたものとみなされるものであります。

また、平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を終了した者は、平成32年3月31日までに更新研修を終了することとされています。

以上、簡単ではございますが、議案第20号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 暫時休憩します。午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を担当課長に求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、議案第21号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例におけます損害補償の算定の基礎となる額でございますが、補償基礎額の加算及び加算の対象につきましては、本提案理由にもあります消防団員等に係る損害補償の基準を定める基準政令に基づいて定められているところでございます。

さらに、この基準政令は、国におきまして、一般職の職員の給与に関する法律、給与法によりまして定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められております。こ

の大もととなります給与法が改正をされておりますので、平成29年度以降、扶養手当の支給額が段階的に変更されることとなっております。この扶養手当の変更内容は、配偶者に係ります手当額が1万3,000円から段階的に8,000円、6,500円に減額をされ、逆に子に係ります手当額は6,500円から8,000円、1万円に増額されることとなっております。

以上のことから、給与法及び基準政令が改正されたことに伴いまして、加算額も改正を行うものでございます。

加えまして、引用条項等につきましても、改正を行っているものでございます。

議案の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

新旧対照表の2ページ目、第5条第3項の関係でございます。

こちらのほうで下線部分がございまして、第1号が配偶者、第2号が子、第3号から第6号までが配偶者がいない場合の扶養親族ということになっております。今回の改正で子は改正前の267円から改正後に333円と改正を行うものでありまして、配偶者につきましては、改正前の333円から改正後に217円となるものでございます。

なお、扶養親族の場合につきましては、改正前と変更がございません。

以上、簡単ではございますが、議案第21号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 議案第22号 京丹波町梅田財産区有土地管理及び使用料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、町長提案理由にございましたとおり、梅田財産区有財産の使用料を減額するもので、第2種財産の使用料を1ヘクタール当たり1,000円から100円を減額し、900円に改めるものでございます。

梅田財産区におきましては、京丹波町梅田財産区有土地管理及び使用料条例を定め、財産区財産の管理を行っているところであり、その財産の種類は第1種と第2種に分類されておりました。財産区が直接管理、経営する財産を第1種、旧来の慣行により使用料を徴収して区及び縁故者に貸し付ける財産を第2種と規定しております。第2種財産のうち、縁故者に貸し付けを行っている土地でございますが、近年、縁故者の死亡、世帯の転出等により、縁故者が梅田財産区の区域内に住所を有さない者が増加傾向にあります。それらの土地は、京丹波町梅田財産区有土地管理及び使用料条例施行規則第5条第4項の規定により、その土地

が存在する区の貸付地に編入されることとなっているため、その使用料を支払うこととなる区の財政を圧迫しているとの意見が多数寄せられたことから、梅田財産区管理会において、区の財政負担軽減を目的に使用料の見直しについて協議を重ねられたところでございます。ここ数年の会計収支決算の状況から、今後の使用料についてシミュレーションをした結果、減額する額については、100円が相当であるとの判断がなされたことから、このたびの条例改正を提案するものでございます。

改正を行う条文につきましては、議案の裏面、新旧対照表のとおり、第4条、使用料において、冒頭申し上げましたとおり、第2種財産の使用料を1ヘクタールにつき年額1,000円を900円に改めるものでございます。施行日は本年4月1日としており、平成30年度の梅田財産区当初予算案から適用をしておるところでございます。

ご審議賜り、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） それでは、議案第23号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての補足説明を申し上げます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更手続につきましては、過疎地域自立促進特別措置法及び事務処理要領に基づきまして、事業の追加や大幅な事業量増減など、計画全体に及ぼす影響が大きい場合には、あらかじめ京都府との協議を行った後、議会の議決をいただくことになっております。

また、京都府との事前協議や議会の議決を要しない軽微な変更については、毎年、予算計上による精査を行い、変更の必要が生じた場合に行っているところでございます。

このたび、平成30年度の予算計上に伴いまして、現計画の本文中に事業名の追加が必要となったため提案を行うものでございます。

次に、変更内容の説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、別紙説明資料の1枚目をごらんください。

変更は、現行計画書の7、教育の振興に記載されております（3）計画欄に事業名を新たに追加するものでございます。左側には変更前、右側に变更后という形で記載しておりますが、今回、追加いたします事業内容につきましては、京都府下唯一のホッケー専用グラウンドであるグリーンランドみずほホッケー場夜間照明設置を事業名に追記をしておりまして、下線部分が変更箇所でございます。

次に、1枚めくっていただきまして、別紙説明資料の2枚目でございますが、追加いたします事業の計画といたしましては、平成30年度から平成31年度の2カ年において、概算

事業費とともに記載をさせていただいております。夜間照明設備を設置することにより、より規模の大きい国内大会の開催が可能となり、ホッケーを初めとするスポーツ合宿等の受け入れから地域活性化を図るものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 議案第24号 町道の路線認定、変更について、補足説明をさせていただきます。

町長の提案説明にございましたとおり、和知広野地内で進められております一般府道広野綾部線の道路改良事業に伴う一部バイパス整備区間において、現道部分の町営の管理移管を必要とするため、広野ノズエ16番1を起点とし、広野伊丹戸10番1を終点とする延長1,485.3メートル、最小幅員3.5メートル、最大幅員19.4メートルの道路を町道広野中央線として、新規に路線認定をお願いするものです。

また、それに伴い、町道才原三ノ宮線の区域変更が必要となるため、才原幅1番を起点とし、広野伊丹戸10番1を終点とする延長1,392.1メートル、最小幅員4.1メートル、最大幅員19.4メートルの道路を起点才原幅1番1とし、広野向山14番7を終点とする延長532.7メートル、最小幅員4.5メートル、最大幅員8.8メートルの道路へ変更をお願いするものです。

町道の位置関係につきましては、議案書を1枚めくっていただき、2枚目の図面に示しますように、町道広野中央線の路線認定箇所につきましては、起点を立木駅から出野方面へ約160メートルのところの府道広野綾部線の現道と新たに建設されたバイパスの接続部とし、舟戸橋前を經由し、主要地方道市島和知線との接続部を終点といたします。赤色で着色した箇所が新たに町が管理する区域となります。

次に、裏面をごらんください。

新規路線認定に伴い、路線変更が必要となりました町道才原三ノ宮線の路線変更箇所図となっております。変更前、国道27号接続部から舟戸橋を經由し、主要地方道市島和知線との接続部までとしておりましたが、国道27号から舟戸橋左岸、町道広野中央線接続部を終点として変更するものです。青色に着色した箇所が変更前、赤色で着色いたしました箇所が変更後となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、移管を受けます道路につきましては、京都府とともに現地確認を行い、地元調整後に舗装工事等の修繕を京都府において実施していただく予定となっております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第24号の補足説明とさせていただきます。

ご審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第25号 平成30年度京丹波町一般会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、平成30年度の一般会計の予算総額につきましては、110億6,600万円と定めさせていただくものでございまして、前年度比1億400万円、0.9%の増額となっております。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書で説明させていただきます。

10ページをごらんください。

第2表、債務負担行為でございます。債務負担行為は、翌年度以降における債務の負担を定めるもので、義務費となるものでございます。事項としましては、1つ目に固定資産宅地評価見直し事業でございます。次期評価替に向けた評価見直し業務を行うことから、平成32年度までの事業費として、1,337万5,000円としております。

なお、全体の業務に係ります予定事業費は、1,741万3,000円となっております。

2つ目には、子ども・子育て支援計画策定業務でございます。

平成31年度に計画を策定する必要があることから、平成30年度に基礎調査を実施し、2カ年で業務を行うため、次年度分として351万円としております。

なお、全体の業務に係ります予定事業費は、624万3,000円となっております。

次に、3つ目でございますが、認定こども園整備に係る建設設計業務でございます。

平成30年度から平成31年度にかけて、認定こども園整備に係る設計業務を行うことから、次年度分としまして、5,450万円としているものでございます。

なお、全体の業務に係ります予定事業費は、7,000万円となっております。

以上が債務負担行為でございます。

続きまして、11ページでございます。

第3表の地方債でございます。

それぞれの歳出事業の財源として発行させていただくものと、臨時財政対策債の発行をお願いするものでございます。

総額につきましては、12ページの合計の欄でございますけれども、12億4,450万円でございます。前年度比で3,540万円、2.9%の増額となっております。

戻っていただきまして、まず、合併特例債につきましては、4億4,460万円を計上し

ております。前年度比2, 810万円の増となっております。これは、新庁舎整備事業の事業費、またロケ地整備事業の新規事業費などで増額となるものでございます。

次に、過疎対策事業債でございますが、4億5, 630万円を計上しております。前年度比1, 840万円の減額となっております。減額要因としましては、道路改良工事での減額が主なものでございます。

次に、緊急防災・減災事業債でございますが、1, 410万円で道路改良事業に充当するもので、新規となっております。

12ページに入りまして、臨時財政対策債につきましては、交付税の振替措置分でありまして、2億8, 340万円を予定しております。

最後に、一般会計出資債につきましては、水道事業会計への出資分として、新たに借入れを行うものでございます。

これら全ての発行額のうち、交付税算入額につきましては、9億4, 695万円を推計しておりまして、77.6%の算入率となるところでございます。

なお、目的別の起債の内訳につきましては、事項別明細書の40ページから42ページの町債でご確認いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ページをめくっていただきまして、4ページの歳入をごらんください。

4ページにつきましては、まず、町税でございます。

町民税の均等割であります。税率につきましては、復興特別税の500円を加算した3, 500円で、納税義務者を6, 690人、徴収率を97%と見込みまして、2, 271万2, 000円を計上しております。

個人の所得割につきましては、税率6%でありまして、課税の基礎となります総所得につきまして、これまでの経過や経済情勢等を勘案いたしまして、平成29年度所得のマイナス0.7%といたしまして、課税標準額を推計し、個人町民税の現年分につきましては、878万円余りの増となる4億4, 096万3, 000円の計上としております。

また、法人住民税であります。均等割につきましては、374法人を見込んでの計上でございます。法人税割につきましては、平成29年度の決算見込額を基礎数値として法人の減少等を見込み、935万円余りの増額の9, 047万7, 000円の計上としております。

次に、固定資産税であります。平成30年度は評価替えの年度となっております。土地と家屋につきましては、平成29年度中の移動等を反映したものでございます。このうち家屋につきましては、平成29年度中に評価を行う新增築並びに評価漏れ家屋の推計評点数をもとに算定をし、1, 818万円余りの減額となる3億4, 909万9, 000円としてお

ります。

また、償却資産につきましては、平成29年度12月時点の調定額をもとに、太陽光発電設備とその他資産について調定見込額を算出し、これに別途太陽光新設見込み分を加え算定をし、1,270万円余り増額の3億34万4,000円としております。

次に、5ページの軽自動車税でございますが、課税台数を1万611台として推計したものでございます。平成30年度の課税台数見込みをもとに、過大とならないように算定しております。

その次の町たばこ税でございます。

平成29年度の決算見込みをもとに算定しております。本数につきましては、総体的に売上本数が減少傾向にあり、696万円余りの減としております。

以下、地方譲与税から各種の交付金が続きますが、これらにつきましては、京都府の試算資料に基づきまして計上をしたものでございます。

なお、6ページの6款、地方消費税交付金でございますが、説明欄で二段書きにしております。地方消費税交付金（社会保障財源化分）として、1億330万円としております。これにつきましては、消費税引き上げ分が社会保障の財源確保にあることから、引き上げ分の地方消費税収は全て社会保障施策に要する経費に充当することとされておまして、それを予算書等で明示するように通知をされているところでございます。

なお、議案書と一緒に1枚もので地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられている社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費におきまして、充当事業と充当額を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、7ページ、10款の地方交付税でございますが、算定の基礎となります基準財政需要額を国の地方財政の見通しにより示されました、それぞれの算定費目の伸び率等に基づいて算定いたしましたところ、普通交付税は平成29年度実績、約43億6,538万円から約1億6,972万円の減となる41億9,000万円程度と現時点で考えております。この中には、普通交付税の算定における合併特例措置の縮減による減少分も見込んでおまして、試算では、合併算定替と一本算定の差額が約5億4,000万円となっております。平成30年度は段階的縮減の3年目の50%減となることから、約2億7,000万円の縮減を見込んでおります。

そうした推計をもとに、一般財源不足額などから検討しまして、当初予算には、前年度から2億3,000万円減の41億8,000万円を計上させていただいたところであります。

また、特別交付税につきましては、普通交付税からの振り替え分を加味をしまして、前年

度から8,000万円増の5億3,000万円を計上したところでございます。

次に、下段の分担金及び負担金からの特定財源の関係でございますが、これらにつきましては、それぞれ積算根拠等を十分ではございませんが、説明欄に記載をしておりますので、省略をさせていただきます。

次に、11ページ、商工使用料、京丹波味夢の里施設使用料では、施設維持管理運営委託契約に基づき、定額の2,000万円に変動分としまして、売り上げの1%を納付金として、合計で3,000万円を計上しております。

次に、16ページでございます。

16ページ下段の総務費国庫補助金、地方創生推進交付金、2,610万円でございますが、町の創生戦略に基づく事業で、地方における力強い経済、産業の実現のため、地方経済を支えるサービス産業の生産性の向上、観光分野の振興、地域振興を生かした六次産業化などに取り組む事業へ交付されるものでありまして、加速化交付金により取り組みました事業で、さらに横展開として事業を推進するものでありまして、充当します主な事業としましては、6款、農林水産業費の木材搬出奨励事業及び木のぬくもり活用推進事業などのバイオマス活用事業や、7款、商工費、2目、商工振興費の起業・新産業育成事業、3目、観光費の観光一般経費及び京丹波まるごと交流型観光推進事業の観光協会への企画運営委託など、戦略的な観光推進経費と同じく、観光費の京丹波町ロケ地誘致事業のロケーションオフィス運営費などとなっております。

17ページ、4目、農林水産業費国庫補助金の山村活性化支援交付金では、森林伐採計画の策定やくりの生産振興など、地域資源活用を図るための事業の財源として1,000万円。5目、土木費国庫補助金のうち社会資本整備総合交付金では、藤ノ瀬大郷線ほか8路線の新設改良事業及び道路舗装工事の財源として交付されるもので、1億1,770万2,000円となっております。

次に、28ページに移りまして、15款、1節の農業費補助金の中ほどの畜産競争力強化整備事業補助金につきましては、畜産農家や関係機関で組織します畜産クラスター協議会において、地域の畜産の収益性の向上に向けた計画を策定し、この計画に基づき事業を推進するために受け取ることができる国庫補助金を活用して、畜産農家の施設整備を図るものでございまして、畜産クラスター協議会に対して交付する補助金として、2億9,775万7,000円を計上しております。

次に、29ページ、2節、林業費補助金の下段、豊かな森を育てる府民税市町村交付金につきましては、基本枠分につきましては、基礎分の額に客観的指標分の額を加えた額が交付

されるものでございまして、これに加えます、プロジェクト枠として、この交付金の目的であります森林の整備及び保全を進めるための事業、森林資源の循環利用を進めるための事業、森林の多様な重要性について府民の理解を深めるための事業に合致する事業を計画するものでございまして、林業振興費におきまして、豊かな森を育てる交付金事業を創出し充当をするものでございます。

34ページ、16款、財産収入であります、土地売却収入としまして806万円のうち、756万円を和知地区本庄区内にあります分譲住宅地の売却収入として見込んでおります。

また、立木売却収入として2,240万1,000円につきましては、森林資源の循環利用により、雇用の創出と伐採技術の向上、低コスト技術の習得などにより、今後の施業のモデルとする目的で、引き続き町有林の皆伐及び間伐を行うものでございまして、搬出されました材の売却収入として計上しております。

次に、17款、寄附金でございます。

ふるさと応援寄附金としまして、3,000万円を計上しております。平成27年度から寄附へのお礼として、ふるさと産品をお送りしてございまして、平成30年度におきましても引き続き寄附を募るものでございまして、寄附金の増加と食のPR、また地域振興を図ることを目指し、お礼の品の充実を図ることとしております。

次に、35ページ、18款、繰入金、2目の財政調整基金につきましては、平成30年度は前年度に比べまして、2,174万4,000円増の7億1,454万3,000円を計上させていただいております。一般財源の不足額を基金から繰り入れるものでございまして、全般的なまちづくり経費の伸びに伴います一般財源の不足分に充てるものでございます。

同じく3目の振興基金繰入金につきましては、合併以降、合併特例債を活用して基金の積み立てを行ったもので、合併した町の一体化に必要な施策等に充当ができるものであることから、合併以後、平成30年度初めて取り崩しを行い、事業充当を行おうとするものでございます。

5目のふるさと応援寄附金繰入金につきましては、前年度にいただきましたふるさと応援寄附金を基金に積み立てておりますので、次年度において取り崩して寄附目的の事業に充当をさせていただくものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、歳入予算の補足説明とさせていただきます。

次に、歳出予算であります、43ページからとなっております。

さらに、ページをめくっていただきまして、48ページをお願いいたします。

総務費の総務管理費でございますが、25節、積立金では、ふるさと応援寄附金として見

込みます収入額と基金利子を基金に積み立て、次年度以降の事業財源とするものでございます。

50 ページ、5 目、財産管理費、新庁舎整備事業では、13 節、委託料、測量設計監理業務等委託料で、建築設計業務開発及び治水詳細設計業務委託料として9,400 万円。

51 ページの15 節、工事請負費で、新庁舎予定敷地造成費として1億4,000 万円など総額で1億7,400 万円。

また、17 節、公有財産購入費に1,600 万円など2億8,510 万円を計上いたしております。

次に、53 ページ、6 目の企画費の19 節、負担金及び交付金で、須知高校振興対策交付金として140万5,000 円を計上しております。平成28 年度から継続しておりますが、資格取得支援など引き続き須知高校の教育の充実を図り、本町の将来を担う人材を育成するものでございます。

54 ページ、7 目の支所費、13 節、委託料、最下段の町有施設耐震診断委託料として、和知支所の耐震診断を実施するため690 万円を計上しております。新庁舎建設に当たり、支所機能についても改善を図る必要があることから実施をするものでございます。

次に、55 ページの15 節、町有施設維持改修等整備工事のうち1,700 万円を瑞穂地内の町有地管理で、みずほ保育所隣接地の調整池の機能を確保するための土砂撤去費として計上をいたしております。

次に、57 ページ、19 節、負担金補助及び交付金で、街灯設置補助金では、自治会等が実施します街灯、いわゆる防犯灯の新設や改修に伴う事業費に対しまして、補助金を交付しております。補助金の上限を平成29 年度から10 万円ということで、5 万円引き上げまして実施をしております。LED 化への推進を図り、自治会等の負担軽減を図るものでございます。

同じく57 ページの10 目、交通対策費の交通対策一般事業では、高齢者による交通事故の防止を図るため、自主的に運転免許証を返納される高齢者に対し、路線バス利用券を交付し支援するもので、8 節、報償費に20 万円を計上しております。

次に、61 ページの地域熱供給施設管理事業でございます。

平成29 年度から地域熱供給システムの運用が開始されたところでありまして、その施設管理費用としまして1,060万1,000 円を計上しております。

次に、65 ページでございます。

徴税費の13 節、委託料で、賦課業務委託として、確定申告時の税理士委託費用を169

万円計上しております。

19節、負担金補助及び交付金で、説明欄の下から2つ目ではありますが、京都地方税機構負担金として、職員人件費やシステム経費負担分等を1,375万5,000円、計上したところでございます。現在も本町から3名の職員を派遣しているところでございます。

次に、70ページ、3款、民生費ではありますが、社会福祉総務費の事業項目の下から4つ目ではありますが、福祉人材確保対策事業では、町内の福祉施設等の介護従事者への研修等受講経費や法人等への介護職員確保に係る経費を助成するもので175万円を、また、事業項目2つ下の介護福祉士育成修学資金貸付事業では、介護福祉士養成施設等の授業料等を最大2年間、年間上限100万円貸与し、介護福祉士の育成と確保を図るものでございます。町内事業所に3年間勤務された場合には、貸付金を免除するものでありまして、300万円計上をいたしております。

次に、81ページ、1目、児童福祉総務費の事業中最下段の子育て応援助成事業では、子育て世帯での住宅リフォーム支援事業補助金として700万円を計上し、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

次に、82ページではありますが、3目、保育所費には、総額3億4,336万3,000円を計上をいたしております。入所児童は、上豊田保育所105人、みずほ保育所91人、わちエンジェル59人の計255人と広域委託3人を見込んでいるところでありまして、所要の経費を計上させていただいております。

次に、87ページの保健事業費でございますが、総額で1億122万4,000円を計上しておりまして、平成30年度におきましても、各種の健診事業等を実施してまいります。その他の健診事業も含めまして、受診率の向上に向けて受診しやすい体制づくりや啓発に努めていくことといたしております。

次に、92ページ、事業項目下段の医師確保奨学金事業では、今年度、制度創設後、初の申請がありましたことから、平成30年度におきましても、継続分と新規分を見込みまして360万円を計上をいたしております。

次に、98ページ、6款、農林水産業費、1項、農業費の3目、農業振興費ではありますが、事業項目も大変多くございまして、個々に増減もあるところでございます。事業名が変更になっているものもありますが、特に重立ったものと新規事業等につきまして申し上げます。

98ページの事業項目下から4つ目の農業公社運営補助事業では、町内の3農業公社の運営に係る補助金に加えまして、丹波ふるさと振興公社と瑞穂農業公社の合併に向けた手続事務と設立業務経費を加えまして、総額で5,786万7,000円を計上しております。

99ページ、事業項目4つ目の有害鳥獣対策事業であります。8,486万円を計上しております。前年比でいきますと、571万9,000円の減となっておりますが、有害鳥獣対策事業につきましては、施政方針にもございましたように、農業振興施策における最重要課題として位置づけておまして、平成30年度におきましても、27団体において金網フェンスや電気柵の設置等に取り組みをいただくこととしております。また、サル対策としましては、大丹波サル対策広域協議会での連携により、広域的にサル管理を行っていくことや、檻による捕獲も計画をしているところでございます。そのほか、わなの免許新規取得、あるいは銃器免許の新規取得等に対する助成金制度によりまして、新規の従事者を育成してまいります。

次に、102ページの畜産業費でございます。

鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業におきましては、映画のロケ地としての活用を進めていることから、ロケ地整備工事に3,930万1,000円など、3,987万8,000円を計上しております。

また、畜産競争力強化整備事業では、歳入でも説明をしましたように、畜産農家の施設整備に対しまして、畜産クラスター協議会に対し交付する補助金として2億9,775万7,000円を計上しております。この額につきましては、全額国からの交付ということになっております。

次に、104ページの5目、農地費でございます。

事業項目の一番下の土地改良施設維持管理事業につきましては、坂原地区の稲荷池の改修工事費としまして3,383万7,000円など、総額で3,507万4,000円となっております。

次に、106ページでございます。

農村情報施設管理費では、ケーブルテレビ施設の管理経費としまして、前年比4,383万1,000円増となります。2億9,750万円計上しておまして、施設の適正な維持管理に努めてまいるところでございます。

次に、109ページ、8目、山村振興対策費の山村活性化支援交付金事業では、森林伐採計画の策定や本町の特産である丹波くりの生産振興など地域資源をして、1,029万円を計上いたしております。

次に、112ページの林業費の林業振興費であります。中ほどの森林管理道開設事業につきましては、平成30年度から新たな路線となります。月ヒラ長老線の開設に向けた測量設計費など、2,262万7,000円計上いたしております。

また、事業項目の最下段の豊かな森を育てる交付金事業では、歳入でも説明しましたように、京都府の豊かな森を育てる府民税市町村交付金プロジェクト枠の採択を受け、交付金の目的であります森林整備及び保全を進めるための事業、森林資源の循環利用を進めるための事業、森林の多様な重要性について府民の理解を深めるための事業に合致する事業としまして、瑞穂小学校裏山の植栽事業、あるいは丹波広域基幹林道沿線の森林整備、散策道整備などを実施する計画としております。

115 ページ、2 目、商工振興費、事業項目で下から 2 つ目の起業・新産業育成事業におきましては、町内での起業を支援し、町内の仕事づくりを推進するための補助金制度を創設する事業費として 9 2 0 万円を計上しております。

117 ページ、3 目、観光費、事業項目で下段の京丹波町ロケ地誘致事業では、町内へのロケの誘致受け入れの実施機関として設立しております京丹波ロケーションオフィス運営費などに 2, 6 6 3 万 3, 0 0 0 円を計上しております。

次に、123 ページをお願いします。

土木費の、道路新設改良事業でございますが、総額 4 億 8, 1 7 9 万 4, 0 0 0 円を計上しております。前年度比では、6, 2 4 7 万 6, 0 0 0 円の減となっております。事業内容でございますが、事業箇所が 2 2 カ所で、継続事業が 1 5 カ所、新規事業が 5 カ所、それに治水対策事業として 2 カ所、合計 2 2 カ所となっております。

126 ページ、住宅費、事業項目の木造住宅耐震改修事業では、従前からの住宅耐震改修補助金に加えまして、耐震シェルターの設置に対する補助金も引き続き計上し、住宅の安全対策と負担軽減を図ろうとするものでございます。このうち耐震シェルターの設置に対しまず補助金として、10 個分を計上しておるところでございます。

次に、127 ページからの消防費でございます。

まず、常備消防費につきましては、広域消防組合負担金として、平成 2 9 年度実績により計上をいたしております。次の非常備消防費には、9, 4 8 9 万 2, 0 0 0 円を計上したところでございます。

次に、132 ページからの教育費でございます。

事業項目下段の認定こども園開設準備事業では、平成 3 4 年 4 月の開設に向け、設計業務に着手することとしておりまして、2, 9 5 8 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。

次に、152 ページに飛びまして、1 目、保健体育総務費の事業項目上段のホストタウン構想推進事業では、2 0 2 0 年の東京オリンピック・パラリンピックを契機としたホストタウン構想を推進するために、グリーンランドみずほホッケー場のナイター照明設備の整備に

向けた設計業務などに893万円。事業項目中ほどのスポーツ観光聖地づくり事業では、ホッケーをスポーツ観光のツールとして活用し、交流人口の拡大など観光振興を図るもので、グリーンランドみずほホッケー場スタンド等の整備に689万5,000円などを計上いたしております。

最後に、157ページの公債費でございます。

元金償還分としまして13億2,701万4,000円、利子分としまして9,752万2,000円を計上いたしております。

なお、予算書の最終ページを見ていただきますと、地方債残高の見込みに関する調書がございます。この調書は、許可ベースの額での表でありまして、実際の借り入れとは少しずれる場合がございますが、増減見込みの欄を見ていただきますと、平成30年度中の借り入れが12億4,450万円、元金の償還が13億2,701万4,000円でありまして、差し引き8,251万4,000円減少をすることになっております。

以上、飛ばし飛ばしの説明でありましたけども、一般会計予算の補足説明とさせていただきます。

なお、予算資料としまして、別途事業ごとにまとめました資料も配付をさせていただいておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、一般会計の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第26号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

平成30年度の国保事業特別会計につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ18億4,600万円とさせていただくものでございます。前年度当初予算と比べまして4億600万円、率にして約18.0%の減とさせていただいております。

まず、予算編成の前提といたしまして、被保険者数を一般3,740人、世帯数を2,298世帯とし、被保険者数の所得及び固定資産税額を基礎として算定いたしております。

なお、退職につきましては、各都道府県が示す納付金と同額を計上することとなっております。

また、平成30年度の国保税率については、先ほどの町長の提案説明にもございましたとおり、前年度と同率に据え置くこととして予算を計上させていただいております。

それでは、詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入から主なものにつきまして、説明をさせていただきます。

事項別明細書4ページをお願いいたします。

最初に、歳入では、1款、国民健康保険税でございますが、一般被保険者分全体といたしましては、前年度比33万5,000円増の2億9,969万3,000円、退職被保険者分といたしましては、前年度比626万5,000円の減で233万円といたしております。予定収納率は、一般被保険者94.87%で算定しております。

次に、5ページ、3款、府支出金、1項、府補助金のうち普通交付金については、本町が保険給付に要した費用を京都府から交付されるもので、13億1,859万円を計上いたしております。

また、特別交付金のうち保険者努力支援交付金につきましては医療費の適正化に向けた取り組みに対する支援ということで、京都府が示す金額604万4,000円を計上しております。

次に、その下の特別調整交付金（市町村分）につきましては、従前の国の特別調整交付金に当たるもので、保健事業に係る経費、ジェネリック医薬品の利用促進に係る差額通知の発送経費、へき地直営診療所運営費などの交付金を中心に計上いたしております。

次の府繰入金につきましては、従前の府の特別調整交付金に当たるもので、保健事業に係るレセプト点検員に対する交付金など2,529万7,000円を計上しております。

また、特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の3分の2相当分であります561万2,000円を計上いたしております。

6ページ、5款、繰入金、1目の一般会計繰入金でございますが、全体で1億5,818万9,000円で、前年度より1,308万1,000円の減額となっております。

総務省の通知の繰り出し基準等に基づき計上いたしたところでございますが、1節及び2節の保険基盤安定繰入金については、一般被保険者で所得の低い方の7割・5割・2割といった保険税の軽減分5,764万4,000円と、保険者支援分3,052万3,000円を計上いたしております。

3節の職員給与費等繰入金につきましては、事務費部分でございますが、昨年度より64万4,000円減額計上いたしております。

4節の出産育児一時金等繰入金は、昨年同様15件分として、630万円の3分の2の420万円を計上しております。

5節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、国保事業に係ります交付税算入見合い分ということで、昨年当初と同額を計上し、7ページ、6節、その他一般会計繰入金におけます福祉医療波及分繰入金は、平成28年度決算ベースとして500万円の減額としており

ます。

また、昨年度までは福祉医療波及分繰入金に合算して計上しておりました人間ドック、がん検診に係ります繰入金分を明確にするために、説明欄に保険事業費繰入金の項目を新たに設け、昨年度同様の額50万円を計上いたしております。

また、2項、基金繰入金、1目、国民健康保険財政調整基金繰入金については、収支の均衡を図るため61万8,000円の繰り入れを見込んでおります。

なお、予算ベースでの平成30年度末基金見込残額といたしましては、2億3,195万9,000円となる予定と見込んでおります。

7ページから9ページ、7款、諸収入につきましては、延滞金や一般被保険者に係る返納金を主なものといたしまして、全体で362万5,000円を計上いたしたところでございます。

なお、9ページにございますように、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金につきましては、制度改正によりまして廃款となっております。

次に、11ページからの歳出の主なものにつきまして、ご説明を申し上げます。

まず、1款、総務費、11ページから13ページにかけてでございますが、保健師1名分の人件費とレセプト点検の嘱託職員賃金、運営事務のほか賦課徴収に係る費用、運営協議会費用などを計上して、全体で1,981万3,000円を計上しております。

13ページ下段からの2款、保険給付費、1項、療養諸費につきましては、平成29年度の実績、昨年度の医療費実績、あるいは直近4カ月平均の給付費等を参考といたしまして、また被保険者数の減少も考慮して算出しております。療養諸費の合計額といたしましては、一般退職の療養給付費及び療養費と審査支払手数料を含めまして、11億6,949万4,000円としております。前年度と比較しまして5,740万4,000円の減額、率にして4.7%減となっております。

次に、14ページから15ページの2項、高額療養費につきましては、一般退職ともに療養諸費と同様に直近の支給額等から推計し、前年度と比較しまして4.4%減の1億5,225万円を計上いたしたところでございます。

15ページ、出産育児一時金につきましては、昨年度と同じく15件として、1件当たり42万円の630万円を計上し、また、16ページの2段目、葬祭費につきましては、1件5万円の25件分で、昨年度と同額の125万円を計上いたしております。

最下段、精神・結核医療付加金は、精神障害医療及び結核医療の自己負担分を給付するもので、過去の実績額をもとに昨年度と同様の額を計上いたしております。

同じページ最下段から17ページにかけての3款、国民健康保険事業費納付金につきましては、平成30年度から新たに設けた項目であり、市町村が支払う保険給付費の全額を都道府県が市町村に交付するための財源として、都道府県が市町村から徴収するものでありまして、都道府県は都道府県全体の保険給付費の必要額の見込みを立てて、必要額を市町村ごとの所得水準でありますとか医療費水準を考慮しまして、市町村ごとに配分するというものでございます。平成30年度は、合計4億3,267万3,000円となっております。

次、18ページでございます。

4款、共同事業拠出金につきましては、その他共同事業事務費拠出金を除き廃目となります。

同じく18ページ最下段、5款、保健事業費、疾病予防費の疾病予防では、医療費通知や後発医療品利用促進及び服薬情報分析委託料のほか、人間ドック助成金を計上いたしております。

なお、人間ドックの助成金につきましては、外来半日ドック208件分、634万9,000円を計上いたしております。

健康増進また19ページにあります健康づくり推進事業につきましては、一般会計で実施しているがん検診等、あるいは保健指導に対する国保被保険者分の費用を国保の保健事業に位置づけまして、その費用の一部を負担するもので、一般会計への繰出金として342万8,000円を合わせて計上しております。財源につきましては、京都府の特別交付金府繰入金（2号分）、及び特別調整交付金の活用をそれぞれ見込んでいるところでございます。

同じく19ページの特定健康診査等では、主なものとして、40歳から74歳までの被保険者に係る特定健診等に係ります費用1,808万5,000円を一般会計に繰り出し、集団健診の方法で実施することとしております。

なお、委託料の特定健診委託料につきましては、個別健診やカーブス、京都府トレーニングセンターへの委託料でございます。

19ページから21ページにかけての3項、健康管理センター事業費では、施設管理費、保健指導事業費、健康増進指導事業費を合わせまして、全体で571万9,000円としております。

21ページから23ページの8款、諸支出金では、保険税の還付金を計上するものとともに、23ページ中ほどでございますが、繰出金においては、歳入の府補助金の特別調整交付金の対象となっておりますへき地直営診療所運営経費分、和知歯科電子カルテシステム更新として、1,764万2,000円を病院事業会計に繰り出すこととしております。

23ページ、予備費につきましては、このたびの改革によりまして、その年々の国保財政運営の不確実性は相当程度取り除かれることも踏まえまして、昨年度より500万円を減額し、500万円を計上させていただくものでございます。

以上、国民健康保険事業特別会計の説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第27号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

会計の概要といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、後期高齢者に係る保険料を徴収し納付すること、及び保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金を一般会計から繰り入れ広域連合に納めるというもので、平成30年度の予算総額は、前年度より1,089万7,000円増の率にして約4.9%増、2億3,422万5,000円とさせていただくものでございます。保険料や基盤安定負担金につきましては、広域連合の算定に基づきまして、予算を編成いたしております。

それでは、詳細につきまして、事項別明細書により、その主なものをご説明申し上げます。最初に、歳入からご説明いたします。

事項別明細書3ページをよろしくお願いいたします。

まず、1款、保険料、後期高齢者医療保険料でございますが、現年度分については、広域連合の保険料算定に基づき前年度と比較いたしまして、1,116万3,000円増の1億5,243万4,000円を計上いたしております。現在の調定額により按分し、特別徴収分を広域連合保険料試算額の78%として1億1,882万1,000円、普通徴収分につきましては22%として、3,351万3,000円とさせていただいております。

なお、保険料率につきましては、2年ごとの改正となっておりますので、第6期、つまり平成30年度、平成31年度の保険料率等が先の広域連合議会で決定されまして、均等割額が4万7,890円、所得割率が9.39%となり、前期までと比較いたしまして、均等割が330円の減額、所得割率につきましても0.22%の減となっております。

なお、1人当たりの平均保険料額は、軽減後でございますが、7万5,920円と見込まれております。

また、本年4月より、保険料の賦課限度額が現行の57万円から5万円引き上げられ62万円となる見込みであり、また保険料の軽減を受ける世帯の所得につきましても、国保と同様に拡大が実施される予定となっております。

3款、国庫支出金、1目の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、保険料

軽減特例の見直しに伴うシステム改修費用の負担金に対しまして補助されるものでありまして、6万4,000円を計上してあります。

次に、4ページ、4款、繰入金につきましては、事務費分といたしまして476万8,000円、所得の少ない方に対する保険料の軽減分に係ります基盤安定繰入金として7,172万円を計上いたしております。

また、人間ドック助成の財源であります保健事業費繰入金といたしまして、144万5,000円を計上いたしております。

次に、5款、繰越金につきましては、出納整理期間中に収納いたしました保険料分を見込んでおります。

また、5ページの6款、諸収入、3項、雑入につきましては、広域連合からの助成金であり、歳出の人間ドック助成事業への財源とするもので、77万9,000円を計上しております。

次に、6ページの歳出についてございますが、1款、総務費、一般管理費では、75歳到達時や被保険者証の一斉更新に係る郵送料、また、臨時的経費といたしまして、平成30年度はシステム機器の更新年であることから、各支所に配置するパソコン等の購入費といたしまして、153万1,000円を計上しております。前回は、平成24年度に更新されたところがございます。したがって、昨年度より152万1,000円増額の合計348万3,000円を計上いたしております。

2項、徴収費では、保険料決定通知書等の印刷・郵送費費用と口座振替手数料が主なものでございます。

7ページの2款、広域連合納付金では、徴収いたしました保険料と低所得者に係る保険料軽減分の負担金を広域連合に納付するものでございます。これも広域連合の試算に基づきまして算出しており、保険料等負担金については1,116万3,000円の増額となり、保険料軽減対象者に係ります基盤安定負担金については、昨年度に比べ241万3,000円の減額、総額で昨年度より875万円増の2億2,615万6,000円を計上いたしております。

3款、保険事業費では、歳入でご説明いたしましたように、広域連合からの助成金等を受け、人間ドックの助成金を計上しております。助成割合は、昨年度と同様8割助成といたしまして、平成29年度見込みを参考に21人増の日帰りドック67人分を見込んでおります。

以上、簡単ではございますが、平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の補足

説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 暫時休憩します。2時35分まで、15分間。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それでは、議案第28号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の事業勘定とサービス事業勘定分について、その概要をご説明申し上げます。

まず、事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,885万円と定めるものでございます。前年度と比較しますと、759万円、0.4%の減となっております。平成30年度から平成32年度までを計画期間とします第7期介護保険事業計画の初年度に当たり、第7期計画のサービス見込み料に応じて予算計上をさせていただくものでございます。

それでは、事項別明細書において説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入の1款、保険料、1目、第1号被保険者保険料は、第1号被保険者を5,945人と見込み、4億808万2,000円、前年度と比較して521万2,000円の減、その内訳といたしましては、現年度分特別徴収保険料として3億8,492万8,000円、現年度分普通徴収保険料として2,295万4,000円を計上しております。収納率は、現年度分全体で99.2%を見込んでおります。

第1段階の被保険者については、先ほど介護保険条例の改正でご説明申し上げましたとおり、平成30年度も引き続き低所得者保険料負担軽減措置を適用することで、対象者952人を見込み、それを反映した保険料となっております。

3款の国庫支出金、1項、国庫負担金、1目の介護給付費負担金は、現年度分として3億6,203万5,000円、保険給付費のうち施設介護給付費などの施設等に係る給付費の15%、居宅介護サービス給付費などのその他の給付費の20%となっております。

4ページをお願いいたします。

2項、国庫補助金、1目の調整交付金につきましては、保険給付費分と地域支援事業費分と合わせて1億7,399万円とし、交付率を8.3%で計上させていただいております。

2目の地域支援事業交付金は全体で1,951万1,000円、一般介護予防事業分、介護予防・生活支援サービス事業分及びその他諸費の20%と、包括的支援事業・任意事業分の38.5%となっております。

4 款の支払基金交付金につきましては、1 目、介護給付費交付金として5 億5, 4 0 4 万2, 0 0 0 円、2 目、地域支援事業支援交付金として1, 1 9 5 万1, 0 0 0 円を計上いたしております。

5 款の府支出金、1 項、府負担金、1 目、介護給付費府負担金3 億4 8 6 万6, 0 0 0 円は、施設等給付費の1 7. 5 %、その他の給付費の1 2. 5 %で計上させていただいております。

2 項、府補助金、1 目、地域支援事業交付金は1, 0 8 6 万3, 0 0 0 円、6 ページの一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業及びその他諸費の1 2. 5 %、包括的支援事業・任意事業の1 9. 2 5 %で計上をいたしております。

7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金につきましては、1 目の介護給付費繰入金は2 億5, 6 5 0 万1, 0 0 0 円、ルール分として保険給付費の1 2. 5 %を一般会計から繰り入れをするものでございます。

2 目の地域支援事業繰入金として1, 0 8 9 万3, 0 0 0 円、ルール分として一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業及びその他諸費の1 2. 5 %、包括的支援事業・任意事業の1 9. 2 5 %としております。

また、低所得者に対する保険料軽減措置として、7 ページの3 目、低所得者保険料軽減繰入金として9 5 2 人分、3 4 2 万7, 0 0 0 円を計上しております。

2 項、基金繰入金では、第7 期介護保険事業計画期間における介護保険料の急激な上昇の抑制を図るため、介護給付費準備基金を計画的に取り崩しを行うこととし、初年度においては8 8 7 万6, 0 0 0 円を計上しております。

続きまして、9 ページの歳出をお願いいたします。

1 款、総務費では、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費に3 4 0 万3, 0 0 0 円、平成3 0 年度からの介護保険料の改定も踏まえ、制度啓発用のガイドブックの作成を予定しております。

2 項、徴収費、1 目、賦課徴収費に1 3 5 万円、1 0 ページの3 項、介護認定審査会費では、円滑な認定調査を実施するための認定調査員の臨時雇用賃金2 6 0 万円や、主治医意見書作成手数料等5 6 2 万6, 0 0 0 円、認定審査会に係る委託負担金として8 5 6 万円を計上させていただいております。審査会は、引き続き京都府に事務委託させていただくこととしております。

1 1 ページ、2 款、保険給付費につきましては、第7 期介護保険事業計画に計上した給付費をもとに予算計上をいたしております。

1 項、介護サービス等諸費の主なものといたしまして、1 目の居宅介護サービス給付費では6 億6 4 万6, 0 0 0 円、訪問介護の利用者を月1 5 2 人、通所介護2 7 7 人、短期入所生活介護を1 0 3 人など見込んでおります。

2 目の地域密着型介護サービス給付費では、全体で2 億9, 9 2 7 万円、町内の定員2 9 名以下の地域密着型介護老人福祉施設とグループホーム、そして利用定員1 8 人以下の小規模デイサービス分、さらには認知症デイサービス等に係るものでございます。

3 目の施設介護サービス給付費は8 億6, 0 1 9 万円、介護老人福祉施設2 0 1 人、介護老人保健施設6 3 人などの入所に係る費用を見込んでおります。

1 2 ページ、2 項の介護予防サービス等諸費では、主なものといたしまして、1 目、介護予防サービス給付費2, 2 4 9 万1, 0 0 0 円、平成2 9 年度中に介護予防訪問介護と同じく介護予防通所介護が総合事業に全面移行になったことから、それ以外の介護予防サービス分を計上しております。介護予防通所リハビリ3 6 人、介護予防福祉用具貸与6 2 人などの利用を見込んでおります。

また、5 目の要支援者への介護予防サービス計画給付費は4 8 4 万円となっております。

1 3 ページをお願いいたします。

4 項、高額介護サービス等費は、利用者負担額が定められた世帯の上限額を超えた場合に支給するもので3, 6 5 9 万1, 0 0 0 円、5 項の特定入所者介護サービス等費は、低所得の施設入所者等に対する食費、居住費の負担限度額を超えた部分について補足給付するもので、1 億1, 7 4 2 万9, 0 0 0 円を計上いたしております。

以上、保険給付費の総額は2 0 億5, 2 0 1 万円で、前年度比マイナス0. 7 %、1, 4 0 2 万9, 0 0 0 円の減でございます。

続きまして、1 4 ページをお願いいたします。

3 款、地域支援事業費、1 項の一般介護予防事業費については、6 5 歳以上の高齢者を対象として、幅広く介護予防・認知症予防活動を普及することとして、ふれあい・いきいきサロン活動や食生活改善ふれあい調理実習への支援、筋トレ教室の開催、介護予防事業対象者を把握する生活機能評価に係る経費などで、全体で3 6 0 万5, 0 0 0 円を計上いたしております。

2 項の介護予防・生活支援サービス事業費では、予防給付から移行いたしました予防訪問介護、予防通所介護の現行相当サービス事業費として1, 6 6 3 万2, 0 0 0 円、通所型サービスA 事業では、ミニデイサービス事業委託料など1, 4 9 0 万1, 0 0 0 円、通所型サービスC 事業では、運動器機能向上事業、すこやか体操教室の臨時雇用賃金など4 3 8 万4,

000円、現行相当サービスを利用される場合のケアプラン作成委託料など介護予防ケアマネジメント事業に228万2,000円、また、人員や資格基準を緩和した生活援助を主体とする訪問型サービスA事業として6万9,000円、新たに住民主体型の訪問型サービスB事業として2万円を計上し、全体で4,092万円を計上し、総合事業のさらなる充実と閉じこもり予防や要介護状態となることを予防するための取り組みを継続してまいります。

続きまして、16ページの4項、包括的支援事業・任意事業費につきましては、1目の包括的支援事業費として、全体で1,535万9,000円を計上いたしております。生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業では、新たに高齢者等の生活支援、介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、地域において生活支援介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターを、中学校区ごとに1名配置するための委託料など1,350万7,000円を計上いたしております。認知症初期集中支援推進事業では、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けられるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制として、認知症初期集中支援チームを平成29年度に設置したところであり、専門医を初めとするチーム員の報償費等42万8,000円を計上しております。

2目、任意事業費は、全体で1,232万4,000円を計上し、紙おむつ等購入に係る家族介護用品支給事業に904万2,000円、介護サービス利用者の疑問や不安の解消、介護サービスの資質向上を図るため、希望される事業所等に介護相談員の派遣を行う地域自立生活支援事業に147万6,000円、介護給付費等費用適正化事業に134万4,000円などを計上しております。

4款、基金積立金においては、基金利子分の3万円を介護給付費準備基金に積み立て、歳入でご説明いたしました基金繰り入れ分の887万6,000円を差し引き、平成30年度末の基金残高は予算ベースで1億2,304万5,000円と見込んでおります。

続きまして、サービス事業勘定の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を549万5,000円と定めるものでございます。前年度と比べまして16.7%、110万円の減となっております。

それでは、事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入では、1款、サービス収入、1目、居宅支援サービス計画費収入が主なものでございます。委託の分も含めて地域包括支援センターが作成する介護予防サービスのケアプラン作成費549万4,000円が主な収入となっております。

次に、4ページの歳出でございますが、2款、事業費、1目、居宅介護支援事業費は53

4万2,000円で、要支援者の介護予防の計画作成に係る事業所への委託料315万3,000円を主なものとして、介護予防給付管理システム関係の費用を合わせて計上いたしております。

また、地域包括支援センター直営でのケアプラン作成に係る収入分について、事務経費等を差し引いた余剰金を一般会計の人件費に充当することとして、一般会計繰出金128万4,000円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第28号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の事業勘定分及びサービス事業勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、介護保険事業特別会計の老人保健施設サービス勘定について、補足説明をさせていただきます。

京丹波町病院和知診療所の2階部分にあります京丹波町介護療養型老人保健施設につきましては、平成21年10月に開設して以来、はや8年と半年が経過いたしました。ちなみに、昨年4月から本年1月末までの平均ベッド利用率は、長期と短期と合わせまして、全体で84.0%で運営をされております。

平成29年度の老健施設に係る予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1億5,659万3,000円とするものでございます。予算の前提といたしましては、平成29年度の4月から11月までの利用実績をもとにして積算を行っております。

歳入におきましては、入所サービスの利用者を平均要介護度3から4で見えており、ベッド数19床のうち長期の平均入所者数を12床と、短期入所者数を3床として見込み算出をいたしております。

それでは、歳入から説明を申し上げます。

事項別明細書の3ページからお願いいたします。

歳入では、1款、サービス収入、1目、居宅介護サービス費収入におきまして、要介護者に係る短期入所療養介護の介護報酬分で、いわゆるショートステイ費用を計上しております。平均要介護度3で1カ月当たりの利用者数を3床とし、90日間で12カ月分の利用分を見込んでおります。

次の2目、施設介護サービス費収入では、長期入所者分で介護報酬分を個室は平均要介護度4、多床室は平均要介護度3で見込みまして、1日当たりの個室の利用ベッドは1床、多床室利用ベッド11床として、合計で平均入所者利用ベッド数を12床と見込みまして、短

期・長期のサービス収入費合計として5,636万円を計上いたしております。

次に、中段の1目、介護予防サービス費収入では、短期入所の方で1日のみ預かる場合の介護報酬分として、年間50日分として46万円を見込んでおります。

下段の1目、自己負担金収入では、入所及び短期入所に係る介護報酬の利用者の自己負担金分と居住費、食費として1,622万円を見込んでおります。

めくっていただきまして、4ページ中段の3款、繰入金、1目、一般会計繰入金では、全体で8,108万1,000円を計上いたし、対前年比1.1%の減とし、歳出予算との均衡を図っております。

なお、同ページの下段の5款、諸収入、1目、雑入につきましては、リハビリ通所者の給食代や入所者のテレビカード代等でございます。

次に、5ページからの歳出についてでございますが、1款、総務費、1目、一般管理費では、その内容として、主に老健施設の管理費用に係る一般管理事業として、3,424万2,000円を計上いたしております。

ほかに、職員人件費として、7,300万1,000円を計上いたしております。

また、介護助手らの嘱託職員等の人件費として、2,912万7,000円を計上し、合計1億3,637万円とし、対前年比0.3%の増となっております。

次に、7ページ中段の2款、介護サービス事業費、1目、施設介護サービス事業費につきましては、老健施設運営に必要な診療材料費や医薬材料費、給食業務委託料、検査業務委託料、機器物品等借上料を主なものといたしまして、全体で1,992万3,000円を計上させていただいております。

歳入歳出合計が1億5,659万3,000円とし、対前年度72万4,000円の増で、0.4%の増とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、老人保健施設サービス勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） それでは、議案第29号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

平成30年度の歳入歳出予算総額を9億6,400万円とさせていただくもので、平成29年度当初予算と比べまして、3,650万円の増額としております。

第2条の地方債につきまして、4ページの第2表地方債のほうをお願いいたします。

資本費平準化債につきまして、限度額を対前年度610万円減額の1億4,080万円と

しております。起債の方法なり利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございますので、ご確認のほうをお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

事項別明細書の6ページをお願いいたします。

歳出から説明のほうをさせていただきます。

1款、総務費においては、職員3名分の給料など2,270万2,000円の人件費を計上しております。

次に、2款、1項、1目、農業集落排水費、施設整備費について、7ページをお願いいたします。供用後、約30年を経過し、処理機能の低下が進む蒲生処理場を中心とした機能強化に取り組むため、調査設計行うこととし、13節、委託料として500万円を計上しております。

2目、施設管理費は、総額1億742万7,000円で、内訳としましては、農業集落排水15処理地区の汚水処理等に係る管路及び処理場の施設管理事業に1億250万7,000円、林業集落排水2地区の施設管理事業に272万6,000円、簡易排水1地区の施設管理事業に219万4,000円を計上しております。主なものとしまして、11節、需用費に合わせまして18処理場、中継ポンプ165カ所の光熱水費といたしまして3,040万2,000円を、修繕料として、実勢処理場ほか6施設における機器類の修繕やポンプ施設等の修繕費用として1,140万円を、13節、委託料では、処理施設の正常な機能を維持するための費用として、施設維持管理委託料2,395万6,000円や濃縮汚泥970立方メートル相当の引き抜き委託料として1,868万9,000円など、委託料総額で5,901万5,000円を計上しております。

次に、8ページをお願いします。

下段の2項、1目、公共下水道費、施設整備費では、9ページの13節、委託料として、平成27年の改正下水道法により、事業計画に排水施設の点検方法及び頻度についての記述が追加されたことに伴い、汚水環境計画、終末処理場計画、財政計画などの事業計画、変更協議図書の策定を行う必要があり、4処理区分、2,400万円を計上し、また、下山処理区内のグリーンハイツ地区の管渠については、本管への雨水の直接進入水の影響があるため、管渠の改善計画を策定することとし、300万円を計上し、合わせて2,700万円の委託料を計上しております。

15節、工事請負費につきましては、下山処理区内において、京都府施工の高屋川河川改修事業、藤ヶ瀬橋架替工事に伴い、支障となる管路及びマンホールポンプ制御盤の仮設工事

費として900万円を計上しております。

次に、下段2目の施設管理費では、総額1億2,118万1,000円を計上しております。主なものとして、11節、需用費に4処理場と中継ポンプ109カ所の光熱水費として2,656万7,000円を、修繕料として、各施設の機器修繕やポンプ類の修繕費用として900万円を、10ページの13節、委託料では、機器の運転管理などの施設維持管理委託料1,933万7,000円や濃縮汚泥2,890立方メートル相当の脱水業務委託料として5,508万9,000円など、合計で7,762万円を計上しております。

11ページをお願いします。

3項、1目、浄化槽の施設管理費では、1億970万1,000円を計上しております。主には、11節、需用費の修繕料として、町有浄化槽のプロウ修繕170基や交換20基などに要する費用として修繕料661万円を、13節、委託料では、町管理基数を1,327基と見込み、浄化槽法に基づく清掃委託料として6,306万8,000円を、保守点検委託料として3,695万円を計上しております。

12ページ、3款、公債費につきましては、農業集落排水事業、公共下水道事業、浄化槽事業の3事業を合わせまして、元金分として4億6,054万8,000円、利子分として9,872万4,000円を計上し償還することとしております。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

事項別明細書の3ページのほうにお戻りいただきますようお願いいたします。

1款の分担金及び負担金につきましては、下水道事業費分担金として、農業集落排水事業、特環公共下水道事業ともに3件の新規加入を見込みまして、518万4,000円を計上しております。

2款、1項、使用料では、現年分として、1目、1節、農業集落排水使用料を9,240万円、2目、1節、林業集落排水使用料132万円、3目、1節、簡易排水使用料を89万円とし、4ページをお願いします。4目、1節、特環公共下水道使用料は9,492万円、5目、1節、浄化槽使用料は6,588万円とそれぞれ計上しております。浄化槽使用料については、町への帰属基数が増加しているため、増額と見込んでおりますが、その他の農業集落排水使用料等につきましては、本年度12月までの調定累計額や使用世帯数の減少等により減額と見込んで予算計上をしております。

3款、府支出金につきましては、歳出で説明しました農業集落排水施設の機能強化に向けた事業に要する経費の50%相当額250万円を府補助金として計上しております。

5ページをお願いします。

5款、繰入金につきましては、1節、一般会計からの繰入金を総額で5億2,731万5,000円とし、農業集落排水事業分2億1,555万4,000円、特定環境保全公共下水道事業分2億5,579万3,000円、浄化槽市町村整備推進事業分5,596万8,000円をそれぞれ繰り入れることとし、前年度に比べまして1,122万3,000円の増額としております。

2節、基金繰入金につきましては、歳出で説明しました公共下水道における事業計画変更協議図書作成に要する経費に充当するため、2,400万円を繰り入れることとしております。

7款、諸収入におきましては、歳出で説明しましたとおり、京都府の高屋川河川改修事業による支障物件移設補償費として750万円を計上しております。

最後に、8款、町債につきましては、資本費平準化債農集分7,180万円、公共分6,720万円、林集分180万円と合計で1億480万円の借り入れとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第29号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第30号 平成30年度京丹波町土地取得特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

平成30年度京丹波町土地取得特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ5万4,000円とさせていただくものでございます。前年度比6,000円の減、10%の減となっております。

それでは、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、土地開発基金利子としまして5万4,000円を計上しております。次に、4ページ、歳出をお願いいたします。

土地基金費の土地開発基金繰出金に歳入と同額の5万4,000円を計上いたしております。基金利子の積み立ては、土地開発基金条例第6条に基づきまして、土地取得特別会計予算に計上し、整理というふうでございます。定額の資金を運用するための基金であり、支出科目は繰出金からの支出とされております。

以上、簡単ではございますが、議案第30号 平成30年度京丹波町土地取得特別会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 西村教育次長。

○教育次長（西村喜代美君） 議案第31号 平成30年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算総額は、565万6,000円とするものでございます。平成29年度と比較し、36万円の増額となっております。

事項別明細書4ページをごらんください。

最初に、歳出でございますが、2款、育英費の19節、負担金補助及び交付金の育英給付金で564万円を計上しております。この給付金につきましては、平成29年度の志願者数を参考にしまして、大学生14人、高校生22人、高等専門学生3人、専門学生7人の合計46人分を見込んでおります。

3ページにお戻りいただきまして、歳入につきましては、3款、繰入金につきまして、一般会計繰入金、基金繰入金、それぞれ282万円を計上し、総額564万円としております。

以上で、議案第31号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 議案第32号 平成30年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

平成30年度の歳入歳出予算総額は1億2,717万円で、前年度と比較し2,806万8,000円、28.3%の増となっております。例年の運行経費に加えまして、バス2台の更新が主な増加要因でございます。

それでは、主な予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3ページをごらんいただきますようお願いいたします。

まず、歳入でございますが、運行事業収入では、一般の乗車に係る運賃収入924万2,000円、また小中学生の通学に係る受託収入1,411万1,000円を計上しております。一般会計繰入金は、8,025万7,000円を見込んでいます。諸収入、雑入の施設管理協力金45万8,000円につきましては、JR和知駅構内、和知ふれあいハウス「山ゆり」の電気代負担分でございます。

6款、町債では、バス購入費の財源として、過疎対策事業債2,310万円を借り入れる予定としております。

1枚めくっていただきまして、次に歳出でございます。

運行事業費の事業項目、運行一般事業では、13路線バス16台、自家用バス管理事業では、自家用バス1台に係る運行管理経費をそれぞれ計上しています。主なものといたしまし

て、賃金では、嘱託職員は5人、常勤の臨時職員が12人分と非常勤の臨時職員分合わせて5,383万円を計上しています。

需用費につきましては、タイヤ購入などの消耗品、燃料費、車検等の修繕料など2,930万4,000円を計上しております。

5ページに移りまして、備品購入費のうち一般備品については、ドライブレコーダーを全車設置するために57万8,000円、バス購入費2,315万円は、先ほど申し上げました2台分の購入費用でございます。18年経過しております定員53人乗りの中型バスを定員29人乗りの小型バスに、またもう1台は、22年経過の定員33人乗りの中型バスを同じく29人乗りの小型バスに更新をするものでございます。

その他各科目にわたって保険料、重量税など、バス車両に係る費用や光熱水費などバス事務所に係る費用などを合わせて計上をしております。

以上、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第33号 平成30年度京丹波町須知財産区特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

平成30年度京丹波町須知財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ122万5,000円とさせていただくもので、前年度比1万5,000円、1.2%の減額となっております。

それでは、ページをめくっていただきまして、3ページの事項別明細書をお願いいたします。

歳入でございます。主なものとしまして、1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、須知地区では、財産貸付収入に39万4,000円を計上しております。駐車場貸付として、消防本部横駐車場、あるいは公民館敷地として13万円、敷地料として、鉄塔携帯電話基地で26万4,000円を計上いたしております。

2款、寄附金では、須知地区で管理運営寄附金としまして、39万円計上をしております。

3款、繰入金では、基金繰入金としまして、33万4,000円計上をいたしております。また、竹野地区での事業不足分として繰り入れるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

須知地区では、管理会の運営に係ります経費としまして全体で54万7,000円、財産管理経費としまして、全体で26万8,000円を計上いたしております。

次に、6ページでございますが、竹野地区では、同様に管理会の運営に係る経費としまして16万円を、財産管理経費としまして20万円を計上いたしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第33号 平成30年度京丹波町須知財産区特別会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第34号 平成30年度京丹波町高原財産区特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

平成30年度京丹波町高原財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ24万1,000円とさせていただくもので、前年度比3,000円、1.2%の減額となっております。ページをめくっていただきまして、事項別明細書をお願いいたします。

歳入でございます。

2款の寄附金におきましては、21万9,000円を計上いたしております。高原地区5区内からの寄附を見込んでいるところでございます。

次に、4ページをごらんください。

歳出でございます。

管理会の運営に係ります経費及び基金への積み立てなどで19万1,000円、財産管理経費としまして、4万円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第34号 平成30年度京丹波町高原財産区特別会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 議案第35号から議案第38号までの桧山・梅田・三ノ宮・質美の各財産区特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第35号 平成30年度京丹波町桧山財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ1,450万円とするもので、前年度から900万円の減額でございます。

初めに、歳入の主なものについて、事項別明細書の3ページをごらんください。

1款、財産収入、1目、財産貸付収入、1節、土地建物貸付収入では、ゴルフ場用地として1,305万8,000円、携帯電話の無線基地局用地として15万円、2節、マツタケ等採取権収入に5万円を計上し、そのほか財政調整基金利子8万8,000円を計上しております。

1目、財産貸付収入で79万8,000円減額となっておりますのは、大朴地内において京都縦貫自動車道残土仮置き場の貸し付けが終了したことによるものでございます。

また、2款、繰入金、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金では、歳入歳出の均

衡を図るため63万4,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございますが、1枚めくっていただき、4ページをごらんください。

1款、総務費、1目、一般管理費では、委員報酬99万円のほか、財政調整基金積立金17万1,000円と前年度同様の必要な経費を計上しております。

2目、財産管理費、13節、委託料で、直営林保育作業委託に前年同額の300万円を計上しております。

5ページの3目、諸費では、19節、負担金補助及び交付金で、桧山地域振興会補助金100万円など、財産区区域内の各種団体等への助成や各区を対象とした山林高度利用補助金に465万円、桧山地域振興対策補助金には、大朴共同生産組合の補助金15万円等、200万円を計上しております。

以上が桧山財産区特別会計でございます。

続きまして、議案第36号 平成30年度京丹波町梅田財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ734万円とするもので、前年度と同額となっております。

初めに、歳入の主なものですが、事項別明細書の3ページをごらんください。

1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、1節、土地貸付収入におきましては、無線中継塔用地や管内8区への貸付料として、前年比15万1,000円減の558万円を計上しております。15万1,000円減額としておりますのは、本日、議案第22号で提案をいたしました第2種財産の使用料を1ヘクタール当たり100円減じる改正案を上程したことによるものでございます。

また、2款、繰入金、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金では、歳入歳出の均衡を図るため、前年度比16万円増額となる147万4,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございますが、事項別明細書5ページをごらんください。

1款、総務費、1目、一般管理費では、委員報酬54万円ほか必要な経費について前年度と同様の額を計上しております。

2目、財産管理費、13節、委託料では、直営林保育作業の委託に25万円、めくっていただき6ページ、22節、補償補填及び賠償金では、無線中継塔などの用地貸し付けに係る当該区への土地貸付補償費として320万5,000円、3目、諸費、19節、負担金補助及び交付金では、梅田地域振興会への補助金として100万円、梅田地域振興対策事業補助金として100万円を計上しております。

以上が梅田財産区特別会計でございます。

続きまして、議案第37号 平成30年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ360万4,000円とするもので、前年度に比べ98万4,000円の増額となっております。増額となった主な要因は、三ノ宮地域振興事業補助金の増額によるものです。

初めに、歳入の主なものについて説明をいたします。

事項別明細書の3ページをごらんください。

1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、1節、土地貸付収入として、管内8区からの集落貸付料として63万円を計上し、2節、マツタケ等採取権収入では、前年度4万円増額となる14万円を計上しております。

2款、繰入金、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金では、歳入歳出の均衡を図るため217万5,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものですが、事項別明細書の5ページをごらんください。

1款、総務費、1目、一般管理費では、委員報酬81万円ほか必要な経費について前年度同様の額を計上しております。

6ページ、3目、諸費、19節、負担金補助及び交付金では、三ノ宮地域振興会補助金として、前年度比100万円の増額となる120万円を計上しております。これは水呑区倉庫建て替え工事に係るもので、事業費の2分の1、100万円を補助することとしております。

以上が三ノ宮財産区特別会計でございます。

最後に、議案第38号 平成30年度京丹波町質美財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ340万円とするもので、前年度と同額の予算となっております。

最初に、歳入の主なものについて説明いたします。

事項別明細書の3ページをごらんください。

1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、1節、土地貸付収入として、管内7区からの141万4,000円、3つの法人からの132万4,000円、2節、マツタケ等採取権収入には前年度比3万円減額となる5万円を計上しています。

次に、歳出の主なものですが、事項別明細書の4ページをごらんください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費では、1節、報酬の88万2,000円ほか必要な事務費等について、前年度と同様の額を計上しております。

2目、財産管理費、13節、委託料で、直営林保育作業委託料に80万円、林道維持管理事業等補助金として30万円、3目、諸費、19節、負担金補助及び交付金で、質美地区遺族会への補助5万円と対象3区に対する貸付林等高度利用補助金26万5,000円、合わ

せて31万5,000円を計上しております。

以上が質美財産区特別会計でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（篠塚信太郎君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、議案第39号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

平成23年4月から京丹波町病院、和知診療所、和知歯科診療所を一本化し、公営企業会計適用の医療機関として運営を進めてまいりました。

平成26年度には、地方公営企業法と地方公営企業会計基準が46年ぶりに大幅に改正されまして、新公営企業会計基準での適用で運営をいたしております。

予算書の順を追って施設ごとに主なものを補足説明させていただきます。

また、算出基礎といたしましては、平成29年4月から同年11月までの状況をもとにして積算をいたしております。

表紙をめくっていただきまして、平成30年度国保京丹波町病院事業会計予算、第2条、業務の予定量といたしましては、京丹波町病院事業では、一般病床47床とし、入院患者数を1日平均33人、年間で1万2,045人を予定いたしております。外来患者におきましては、平日の1日当たり病院が105人、質美診療所は7人、合わせて3万1,374人年間を見込んでおります。

次に、和知診療所でございますが、外来患者数を1日当たり46人、年間で1万1,224人を予定いたしております。

和知歯科診療所では、外来患者数を1日当たり26人として、年間7,592人と見込んでおります。

次にめくっていただきまして、第3条、収益的収入及び支出、いわゆる3条予算でございますが、この3条予算につきましては、まず、予定額といたしまして、全体の収支合計10億2,440万円とし、対前年度比0.2%の増でございます。内訳は、京丹波町病院事業の収益及び費用は、8億1,600万円とするものでございます。和知診療所事業の収益及び費用は、1億2,920万円とするものでございます。和知歯科診療所事業収益及び費用は、7,920万円とするものでございます。

次ページの第4条の資本的収入及び支出の予定額、いわゆる4条予算といたしましては、京丹波町病院と和知診療所と和知歯科診療所の資本的収入に合計1億970万4,000円

とし、資本的支出の合計は1億6、122万4、000円とするものでございます。

なお、4条予算の資本的収入が資本的支出に対して不足する額5、152万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたすものでございます。

次に、めくっていただきまして、第5条の企業債は、平成30年度に医師等確保の環境整備といたしまして、医師等の住宅の建設を行うために、病院施設整備事業債に3、750万円を、過疎対策事業債に同じく3、750万円の事業債を、合計7、500万円をお願いするものでございます。

第7条の議会の議決を得なければ流用することのできない経費としましては、給与費と公債費を施設ごとに必要な経費を計上させていただいてるところでございます。

第8条のほか会計からの補助金につきましては、和知診療所並びに歯科診療所におきまして、へき地直営診療所運営に当たり、国・府から国保会計を通しまして、補助金として合計1、764万2、000円を予定いたしております。

以下、ページを省略いたしまして、今申しました内容を国保京丹波町病院事業会計予算明細書で説明をさせていただきますので、19ページをお願いいたします。

まず、最初に、先ほど申しました3条の収益的収入につきまして、京丹波町病院の医業収益からご説明を申し上げます。

入院収益につきましては、一般病床47床で運営し、入院基本料13対1、入院の1日平均患者数33人、1日平均入院単価2万6、000円と試算しております。入院収益を3億1、317万円といたしており、対前年度583万円の増となります。また、本年4月に平成30年度の診療報酬改定が行われます。今年は、介護保険報酬と6年に1度の同時改定期となり、医療に係る診療報酬は全体で1.19%の減ということで引き下げでございます。今後、随時発表されます具体的診療報酬情報収集に鋭意努めてまいり、現場に反映をさせていきたいと考えております。

外来収益におきまして、先ほど申しました病院と質美診療所を合わせまして、年間3万1、374人を予定しております。また、地域包括医療の在宅医療の推進としまして、ケアプラン作成等の居宅介護サービス介護支援事業、医師の訪問診察による居宅療養管理指導、看護師の訪問看護、理学療法士の訪問リハビリ事業、管理栄養士の訪問事業とを合わせまして、外来収益は2億2、285万円としております。前年度より315万円の増額となります。これらは、平成29年度の実績数値から増額を見込むものでございます。

次に、その他医業収益では、予防接種や事業所健診が増加をしております。また、一般会計負担金として、平成26年度からの公営企業会計ルール改正によりまして、前年度同様に

救急医療普通交付税算定分として、前年度同額の3,459万7,000円を計上させていただいており、合計7,948万円を計上いたしております。医業収益全体収入といたしましては、6億1,550万円とし、前年度より170万円の減と見込ませていただいております。

医業外収益では、主なものとして、節の一般会計負担金で、1億8,418万3,000円を計上いたしております。前年度より696万8,000円の増としております。また、これも平成26年度からの公営企業会計ルール改正によりまして、長期前受金戻入が設けられ、みなし償却制度が廃止されました。減価償却に見合う分を順次収益化するという処理となったものでございます。平成30年度分としては、補助金分として1,133万8,000円を、受贈財産分として50万1,000円を計上いたしており、また、前年度より全体で68万4,000円の減でございます。病院の医療外収益全体では、2億500万円、前年度より540万円の増額となり、その主な要因は一般会計繰入金の運営費負担金に当たる増でございます。内容は、医師確保対策と経営支援及び基礎年金拠出に係る分について、交付税基準内の対象となりましたので、繰入額の増によるものでございます。

次に、和知診療所事業でございます。

19ページの下段の和知診療所の収益についてご説明申し上げます。

外来収益における外来患者数の1日当たりの平均患者数は46人と見込み、前年度より1日当たり1人の減でございます。これは人口減等によるものでございます。また、在宅医療の訪問診察、訪問看護事業、訪問リハビリを合わせて4,998万円を計上いたしております。また、その他医業収益では、公衆衛生活動収益として、平成28年度より毎週水曜日を健診日と定めまして実施をしましてまいりました特定健診事業や企業健診事業等が定着してまいりました。2目、その他医業収益の全体で1,204万円を見込んでおります。

めくっていただきまして、医業外収益につきましては、へき地直営診療所運営補助の国の国保特別調整交付金として933万8,000円を見込んでおります。また、一般会計からの繰入金につきましては、4,082万6,000円を計上いたしております。病院同様に平成26年度から長期前受金戻入を設けまして、みなし償却制度が廃止されましたため、平成25年度までの償却資産の取得した補助金等につきましては、長期前受金戻入として計上し、平成30年度分としては全体で566万6,000円を計上しております。

次に、和知歯科診療所事業でございます。

21ページになります。

外来収益につきましては、平成26年10月に歯科診療所施設の場所が移転いたし、1階

におりまして、わかりやすい場所になったこと等によりまして、診療のほうも順調に推移いたしております。また、土曜日診療も定着する中で、外来患者数1日当たりの平均患者数は1日当たり26人と見込んでおり、年間7,590人、5,880万5,000円を計上いたしております。また、地域包括ケアシステムとしての町病院や特養、また在宅への訪問事業も実施をする予定でございます。

医業外収益につきましては、国の国保特別調整交付金として、へき地直営診療所運営交付に420万円を見込んでおります。また、一般会計からの繰入金につきましては、前年度並みの1,110万円を計上いたしております。

次に、町病院の収益的支出に移らせていただきます。

めくっていただきまして、23ページとなります。

医業費用におきまして、給与費では、前年度と対比いたしまして、前年度同様並みの人数で算定しております。賃金では、主に嘱託職員と非常勤の医師、看護師、ケアマネジャー、PSWらに係る賃金を主なものとしております。

1目、給与費の全体としては、前年度より222万1,000円の増の5億954万6,000円を計上いたしております。材料費では、6年前から院外処方を導入いたしましたので、薬品の4,000万円も主なものとしており、あとSPD事業の診療材料費や給食材料費等を含め、2目、材料費、合計で6,425万8,000円を計上いたしております。経費では、病院と質美診療所を合わせており、施設らの維持管理経費を計上しております。主なところでは、26ページの委託料で、検査業務委託料、給食、厨房業務、窓口医事業務及び医療機器保守委託業務らに9,985万4,000円を計上し、3目、経費の全体で1億4,611万2,000円となり、前年度よりも464万1,000円の増でございます。その要因は、雑費における医師住宅建設に係る装備品と今年の秋に訪問看護ステーション設立に向けての準備経費の関係でございます。減価償却費では、建物、器械備品との減価償却費7,426万7,000円を見込んでおります。前年度よりも54万4,000円の減となります。

25ページ下段の医業外費用におきましては、主なものとしたしまして、病院事業債の通常の償還に係る利息800万1,000円を計上しております。前年度より111万1,000円の減です。医業外費用全体で1,880万円となり、前年度より530万円の増となります。要因はこのたび長期前払消費税償却が平成26年度ルール改正により加えられたことによるものでございます。

次に、27ページにいきまして、収益的支出の和知診療所事業費用の医療費用における給

与費では、医師、看護師、技術職、事務職らの診療所への勤務数で算定いたしております。賃金では、主に嘱託職員と非常勤医師らに係る賃金を主なものとしております。全体といたしましては、8,467万円を計上しております。経費では、その主なものとして、修繕費の225万円を、また、委託料における検査委託や窓口医事業務や医療機器保守委託に1,651万2,000円を計上しており、経費の全体で2,671万5,000円を計上いたしております。

次に、31ページの歯科診療所事業費用の医療費用における給与費では、歯科医療職、技術職、事務職らの歯科診療所勤務の人数で算定いたしております。賃金では、歯科衛生士等の技術員と事務員らに係る賃金を主なものとしております。給与費全体で5,292万6,000円を計上しております。経費では、その主なものとして、委託料では、歯科技工委託886万6,000円を計上いたし、経費全体で1,591万9,000円を計上いたしております。

次に、35ページに進みまして、4条予算における資本的収入についてでございます。

京丹波町病院資本的収入につきましては、病院では、1億431万3,000円を計上しております。4条予算の一般会計繰入金につきましては、平成28年度より基準内繰入金のみで算定をいたしております。これは和知診療所、歯科診療所におきましても同様で、経営改善に努めておる状況でございます。

まず、企業債といたしましては、冒頭の第5条で申しました医師等住宅の建築を行うため、病院施設整備事業債に3,750万円を、過疎対策事業債に同じく3,750万円の事業債をお願いするものでございます。また、企業債償還には、2,931万3,000円をお願いするものでございます。

和知診療所でございますが、企業債償還金として、基準内繰入金のみ128万7,000円を一般会計繰入金として基準内の繰り入れのみ計上いたしております。

次に、歯科診療所でございますが、国からの国保特別調整交付金に410万4,000円を計上いたしております。

次に、37ページの4条の資本的支出でございますが、京丹波町病院では、資本的支出全体に1億5,200万円を計上しております。内訳といたしまして、合併前の平成17年3月に竣工しました現在の病院建物本体に係る起債償還が平成44年度までの返還計画のうち、平成29年度までがピークでございました。また、平成28年度には、これらの一部の一括繰上償還を行いましたことも鑑み、平成30年度以降は右肩下がりの返還となってまいります。従来約半分の5,082万8,000円の元金返還となります。今後もこの部分につ

いては減額となるものでございます。

次に、建設改良費におきましては、1億17万2,000円を計上いたしております。平成30年度には、医師確保を環境整備のための医師等住宅建設に8,200万円を予定しております。また、医療機器類といたしましてはAEDの更新、厨房用機器類等を更新、空調設備改修等に1,817万2,000円を計上いたしております。

次に、和知診療所でございますが、資本的支出に467万円を計上しております。企業債償還金には257万4,000円を、在宅医療推進における訪問看護事業車に136万6,000円を予定いたしております。

最後に、歯科診療所につきましては、資本的支出に全体で455万4,000円を計上しております。主なものといたしまして、器械備品購入に電子カルテ機器更新に410万4,000円を計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、平成30年度国保京丹波町病院事業会計予算の説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご議決賜りますようどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） それでは、議案第40号 平成30年度京丹波町水道事業会計予算につきまして、補足説明のほうをさせていただきます。

めくっていただきまして、第2条業務の予定量からですが、給水件数につきましては、対前年度83件減少の6,869件とし、年間総給水量は対前年度6万3,324立方メートル増加の280万3,200立方メートル、1日平均給水量は対前年度194立方メートル増加の7,680立方メートルを予定としており、主要な建設改良事業では、口径別に50ミリを延長132メートル、75ミリを延長900メートル、100ミリを延長1,440メートル、150ミリを延長1,220メートル、200ミリを延長20メートルと、それぞれ口径別に管路の更新を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入における水道事業収益を14億5,730万円と予定しており、対前年度801万9,000円の減額としております。支出における水道事業費用につきましては、14億5,473万円の予定としており、対前年度8,418万8,000円の減額としております。減額の主な要因といたしましては、事業開始年度に発生する引当金による特別損失の計上が不要となったことによるものでございます。

次のページの第4条の資本的収入及び支出の予定額としましては、資本的収入を2億8,

175万円と予定し、対前年度1億136万5,000円の増額としており、主な要因としては、建設改良費の財源としての企業債及び出資金の増加によるものです。資本的支出は、7億8,588万円と予定し、対前年度1億1,256万3,000円の増額で、建設改良費及び企業債償還金の増加によるものです。

なお、支出に対して収入が不足する額5億413万円は、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,281万6,000円と過年度分損益勘定留保資金2億5,552万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金2億3,579万3,000円で補填することとしております。

次に、第5条の債務負担行為につきましては、事項としまして、水道事業ビジョン策定業務を実施するものでございます。平成29年度より地方公営企業法の全適用を受ける事業者として、水道事業を開始しており、将来にわたり安全で強靱な水道の持続に向けて施策を着実に推進するため、2カ年の業務期間としており、平成30年度に基礎調査として現況の把握や目標設定を行い、平成31年度に目標を実現するための具体的施策としてビジョンを策定することとしております。

なお、平成30年度の事業費としましては、725万円を予算計上しており、全体の事業費につきましては1,850万円を予定しております。

次に、第6条企業債につきましては、管路更新のための設計委託料及び工事請負費の財源として、対前年度4,500万円増額の限度額を1億3,830万円として計上しております。

第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、漏水や災害等不測の事象における出費に対し、柔軟で迅速な対応を期するため営業費用、営業外費用において流用できるものとしてお願いしております。

次の第9条の議会の議決がなければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費としております。

第10条他会計からの補助金につきましては、収益的支出の経費に要する補助金として5億7,313万円を、資本的支出の経費に要する出資金として8,610万円を予定しております。

続きまして、今申し上げました収益的収入及び支出、資本的収入及び支出における主なものにつきまして、予算に関する説明書の17ページからの予算明細書により説明させていただきます。

収益的収入の1款、水道事業収益全体では、14億5,730万円を計上しており、1項、

営業収益は5億6,632万1,000円とし、1目、給水収益では、本年12月までの調定実績額をもとに使用水量を199万2,023立方メートルと見込み、水道料金5億2,305万6,000円を計上しております。2目の受託工事収益では、京都府の道路2カ所、河川1カ所、砂防1カ所と町道2カ所の事業において、支障となる水道管の移設に係る公共補償として、4,283万5,000円を計上しております。2項、営業外収益では、8億9,097万9,000円としております。そのうち2目、他会計補助金につきましては、平成29年度の繰り出し基準に基づき、算出した基準内繰入金として5億1,957万7,000円を、基準外の繰入金として、実事業支出において不足する5,355万3,000円の合わせて5億7,313万円を計上しております。3目、長期前受金戻入につきましては、平成28年度までに建設改良事業により収入した補助金分担金等をその事業により取得した固定資産の耐用年数にあわせて分割し、収益として計上するものであり、3億1,770万4,000円としております。

19ページをお願いします。

収益的支出に移らせていただきます。

1款、水道事業費用につきましては、全体で14億5,473万円を計上しております。1項、営業費用、13億1,660万7,000円の内容といたしまして、1目、原水及び浄水費として、水道法に基づく浄水・原水の水質検査委託料1,696万3,000円や各浄水施設の日常点検などの施設維持管理委託料として7,700万円、ろ過工程において必要な滅菌用塩素剤や凝集剤など薬品費として1,381万2,000円、浄水場やポンプ施設などの機械・電気設備類の機能を維持するための工事11カ所や取水口の浚渫工事及び突発的に発生する機械設備の故障に対応するため維持補修工事費として6,625万7,000円など、合計で1億7,704万2,000円としております。2目、配水及び給水費におきましては、突発的に発生する漏水箇所を特定するための漏水調査委託料として、1調査7キロメートルで年間10調査と見込み210万円を、水道料金算出に必要となる毎月の検針業務委託料として966万円を、維持補修工事費では、法定更新が必要な量水器の取り替え1,306件分や、突発的に発生する漏水修繕工事を85件と見込み、また、水位計及び量水計の更新工事の費用として3,701万2,000円を計上し、水道施設補修材料費としては、漏水時の補修用資材や施設管理道路の補修材など710万円を、修繕費としては、棚卸資産で購入する量水器1,306個分の購入経費や止水栓不良及び給水管の漏水修繕を120件と見込み892万2,000円を、合計で6,479万4,000円としております。3目、受託工事費につきましては、収益で申しあげました京都府事業の道路2カ所や河

川1カ所、砂防1カ所、また町道2路線の整備において支障となる水道管の移設に係る測量設計委託料として1,310万円、工事費として4,708万円の合計6,018万円を計上しております。4目、総係費につきましては、給料として職員9名分、3,337万3,000円を計上し、光熱水費では、浄水場21カ所を含む82カ所の水道施設電気料金として7,080万円を、通信運搬費では水道施設の遠方監視専用回線42回線等の費用として747万円を、委託料においては、管路の更新について補助金を活用し、効率的に進捗させるために必要となる耐震化事業計画策定のため、測量設計管理業務委託料として120万円を、設備保守点検管理等委託料では、畑川浄水場を含む6施設の高圧受電設備保守点検や水道企業会計システム保守業務の費用として234万8,000円を、上水道台帳整備委託料では、昨年工事を行いました広野区などの配水管新設に伴う管路2.5キロメートルの追加入力及びデータ更新を行うため420万円を、水道事業ビジョン策定業務委託料は債務負担行為についての説明のとおり、平成30年度事業費として725万円を計上しております。負担金につきましては、畑川ダム管理負担金1,023万7,000円などを計上し、総係費合計で2億848万8,000円としております。

21ページの5目、減価償却費につきましては、施設、管路、機器類、車両などの有形固定資産減価償却費として7億8,215万8,000円を、ダム建設負担金が対象となる無形固定資産減価償却費として2,394万5,000円を、合計で8億610万3,000円を計上しております。2項、営業外費用1億3,662万3,000円につきましては、1目、支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債利子償還金など1億3,632万3,000円としております。なお、2目、消費税及び地方消費税につきましては、水道事業が平成29年度からの新設事業体であり、免税となるため計上なしとしております。

次、23ページをお願いします。

資本的収入の1項、企業債につきましては、第6条において説明しましたとおり、老朽管の耐震管への更新工事などの建設改良費、施設整備費の財源として1億3,830万円。3項、補助金につきましては、管路更新に係る生活基盤施設耐震化補助金として2,500万円。ふるさとの水確保対策事業補助金として、平成28年度までの統合整備事業の補助基本額の10%の5カ年分割分として1,485万1,000円の合わせて3,985万1,000円の府補助金を、4項、基金取崩収入として企業債元金償還金に充当するため、水道事業基金取崩収入として1,244万5,000円を、5項、出資金として、建設改良費及び企業債償還金の財源として8,610万円など、合計で2億8,175万円を資本的収入として予定しております。

資本的支出につきましては、1項、建設改良費、1目、施設整備費においては、老朽管路の耐震管への更新に係る測量設計委託料として、口八田地区など4カ所で延長3,350メートルを予定し、3,349万円を計上しております。生活基盤施設等耐震化工事請負費としては、高岡地区など9カ所で延長3,712メートルの更新工事を予定し、1億7,606万円を、合わせて2億955万円を予定しております。3目、固定資産取得費につきましては、平成23年度より使用しています水道料金検針システム機器の耐用年数が超過し、不具合が多く発生するため機器を更新することとし、プログラムの開発作業等も含めまして、機器購入費として800万円を予定しております。2項、企業債償還金につきましては、元金の償還分として5億5,196万9,000円を計上しております。3項、基金繰入支出として、収入で説明しましたふるさとの水確保対策事業補助金につきましては、起債の元金償還金として使途が特定されている補助金であるため、次年度以降の元金償還金に充てるものとし、基金利息も含めまして1,498万8,000円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第40号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） お諮りします。

議案第25号 平成30年度京丹波町一般会計予算から議案第40号 平成30年度京丹波町水道事業会計予算までの審査については、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第40号は、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時05分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

予算特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いをいたします。
暫時休憩します。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時07分

○議長(篠塚信太郎君) 休憩前に引き続き会議を続けます。

予算特別委員会において、正副委員長が決定しましたので報告いたします。

委員長に梅原好範君、副委員長に西山芳明君。

以上のとおりであります。よろしくをお願いをいたします。

これで本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は3月8日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時08分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 西山 芳明

〃 署名議員 隅山 卓夫